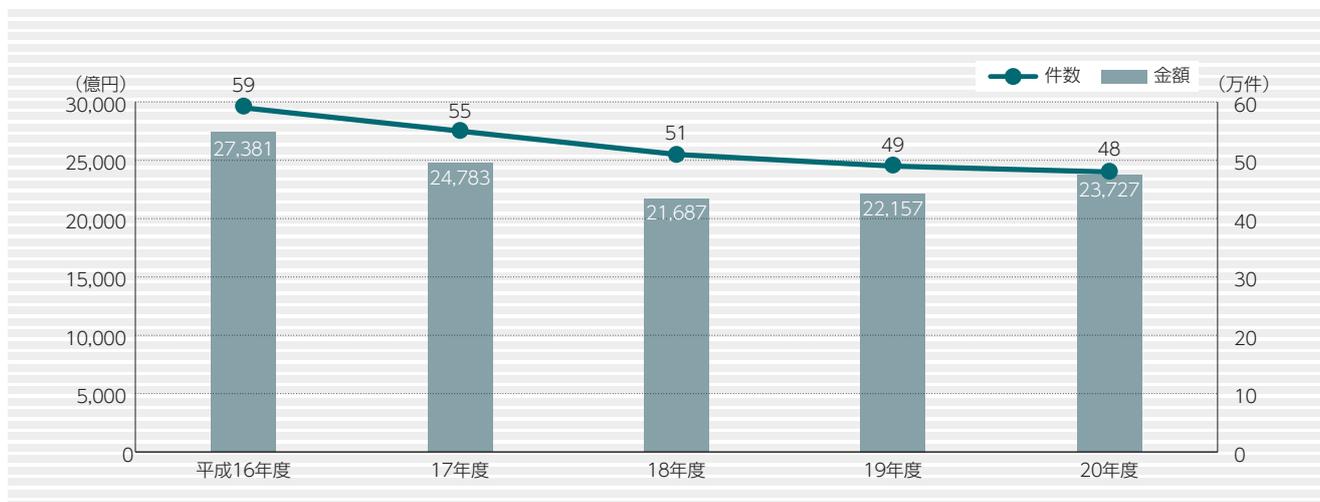


# 資料編

① 業務実績	76
② 財務の状況	92
③ 参考情報	147
④ 日本政策金融公庫法	162

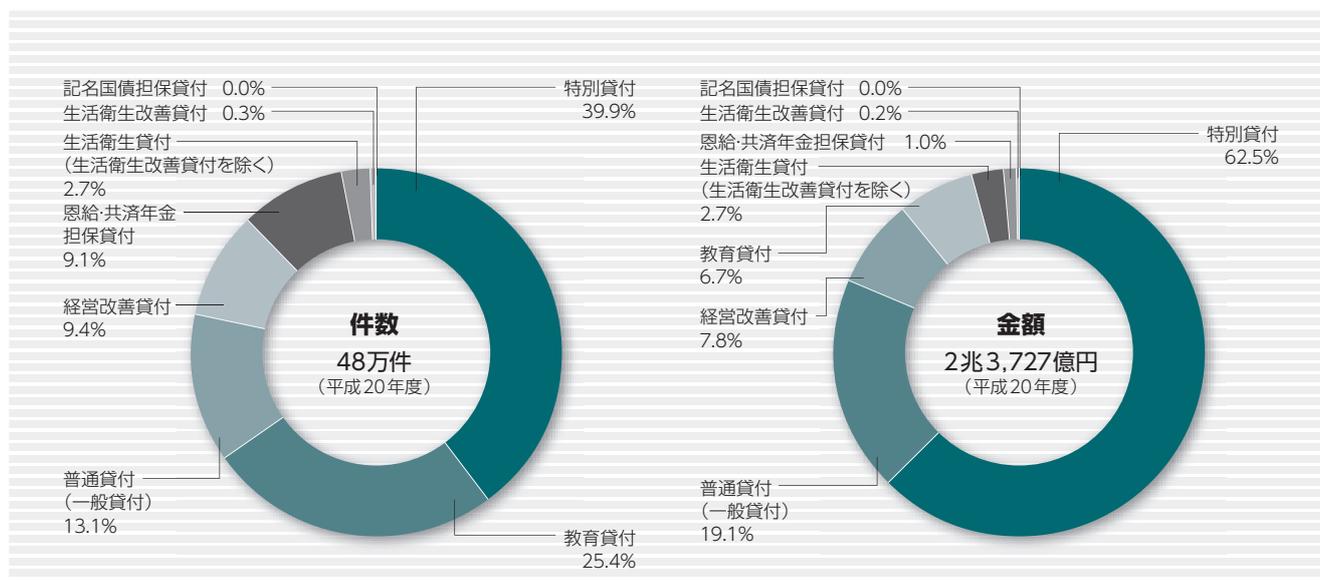
# 国民生活事業

## 1 貸付実績の推移

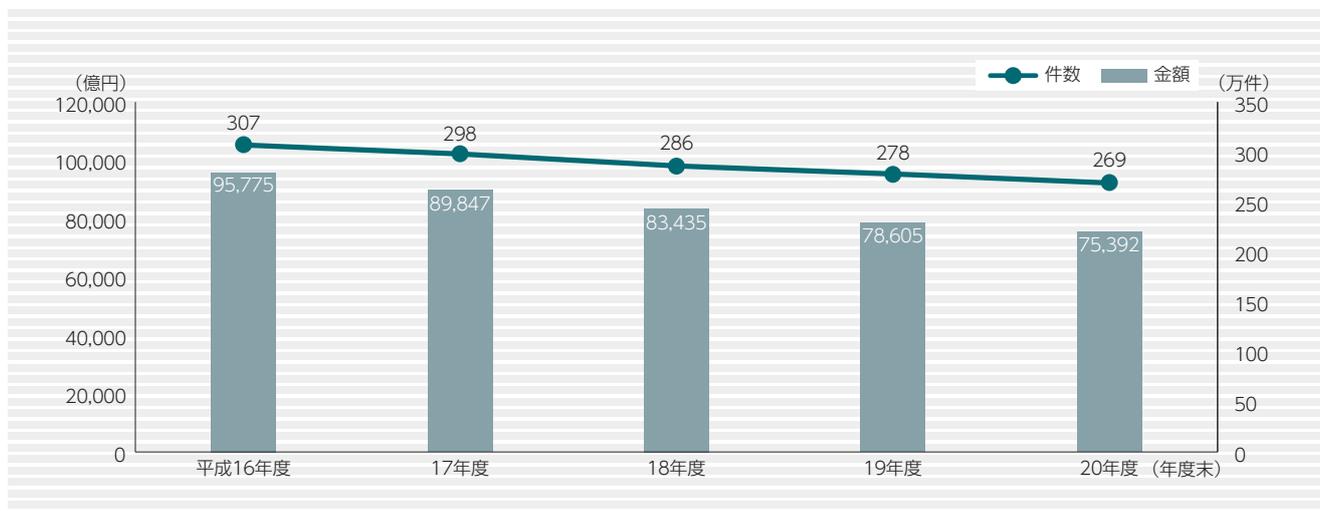


(注)平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。

## 2 貸付実績の内訳



### 3 貸付残高の推移



(注)平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。

### 4 貸付残高の業種別内訳(事業資金)

(単位:億円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
製造業	10,479 (12.4)	9,589 (12.2)	8,580 (11.9)	7,887 (11.6)	7,641 (11.7)
卸売・小売業	20,575 (24.4)	18,947 (24.2)	17,354 (24.0)	16,267 (24.0)	15,604 (23.9)
飲食店、宿泊業	7,904 (9.4)	7,255 (9.2)	6,723 (9.3)	6,265 (9.2)	5,974 (9.1)
サービス業	15,843 (18.8)	15,323 (19.5)	14,509 (20.1)	13,881 (20.4)	13,585 (20.8)
建設業	12,112 (14.4)	11,356 (14.5)	10,542 (14.6)	10,160 (15.0)	9,921 (15.2)
その他	17,288 (20.5)	15,968 (20.4)	14,599 (20.2)	13,448 (19.8)	12,603 (19.3)
合計	84,203 (100.0)	78,440 (100.0)	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)

- (注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
 2 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。  
 3 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。  
 4 ( )内は、構成比です。

## 5 貸付残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
飲食店関係営業	4,109 (49.1)	3,712 (49.2)	3,316 (48.8)	2,951 (48.6)	2,641 (48.2)
旅館業	1,790 (21.4)	1,572 (20.8)	1,430 (21.0)	1,274 (21.0)	1,157 (21.1)
美容業	1,044 (12.5)	973 (12.9)	894 (13.2)	821 (13.5)	760 (13.9)
理容業	654 (7.8)	602 (8.0)	544 (8.0)	483 (8.0)	429 (7.8)
浴場業	399 (4.8)	363 (4.8)	332 (4.9)	303 (5.0)	280 (5.1)
クリーニング業	232 (2.8)	204 (2.7)	176 (2.6)	152 (2.5)	135 (2.5)
食肉販売業	79 (0.9)	67 (0.9)	54 (0.8)	43 (0.7)	37 (0.7)
興行場営業	33 (0.4)	32 (0.4)	28 (0.4)	27 (0.5)	24 (0.4)
その他	29 (0.4)	24 (0.3)	20 (0.3)	15 (0.3)	12 (0.2)
合計	8,372 (100.0)	7,552 (100.0)	6,798 (100.0)	6,073 (100.0)	5,481 (100.0)

(注)1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
2 ( )内は、構成比です。

## 6 貸付残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運転	43,251 (51.4)	39,811 (50.8)	36,618 (50.6)	35,237 (51.9)	35,709 (54.7)
設備	40,844 (48.6)	38,628 (49.2)	35,691 (49.4)	32,674 (48.1)	29,621 (45.3)
合計	84,096 (100.0)	78,440 (100.0)	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)

(注)1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
2 平成16年度までは普通貸付および生活衛生貸付(生活衛生特別貸付を除く)、平成17年度からは普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。  
3 ( )内は、構成比です。

## 7 貸付先企業数

(単位:企業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付先企業数	1,392,937	1,330,094	1,256,150	1,194,111	1,135,110

(注)1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
2 普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

## 8 1企業あたりの平均貸付残高

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1企業あたりの平均貸付残高	6,045	5,897	5,756	5,687	5,755

(注)1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
2 普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

## 9 教育貸付などの残高

(単位:億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
教育貸付	11,131	11,004	10,753	10,358	9,749
恩給・共済年金担保貸付	423	388	357	323	301

(注)平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

## 10 貸付金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
300万円以下	121,658 (34.9)	119,079 (36.3)	115,452 (37.9)	112,664 (36.9)	115,962 (36.4)
300万円超500万円以下	79,852 (22.9)	76,385 (23.3)	70,621 (23.2)	69,577 (22.8)	69,891 (21.9)
500万円超800万円以下	55,812 (16.0)	52,630 (16.0)	47,858 (15.7)	46,982 (15.4)	47,169 (14.8)
800万円超	90,903 (26.1)	80,053 (24.4)	70,499 (23.2)	76,292 (25.0)	85,615 (26.9)
合計	348,225 (100.0)	328,147 (100.0)	304,430 (100.0)	305,515 (100.0)	318,637 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
 2 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。  
 3 ( )内は構成比です。

## 11 貸付金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4人以下	229,142 (65.8)	218,757 (66.7)	204,858 (67.3)	200,413 (65.6)	207,975 (65.3)
5人～9人	72,480 (20.8)	67,736 (20.6)	62,036 (20.4)	64,354 (21.1)	67,061 (21.0)
10人～19人	30,423 (8.7)	27,813 (8.5)	25,093 (8.2)	26,857 (8.8)	28,029 (8.8)
20人以上	16,099 (4.6)	13,766 (4.2)	12,397 (4.1)	13,862 (4.5)	15,546 (4.9)
合計	348,144 (100.0)	328,072 (100.0)	304,384 (100.0)	305,486 (100.0)	318,611 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
 2 普通貸付および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。  
 3 ( )内は構成比です。

## 12 貸付金の担保別内訳

(単位:件、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
無担保融資	261,441 (75.6)	247,473 (75.8)	238,467 (78.6)	245,086 (80.4)	256,390 (80.6)	
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	83,067 (24.0)	77,945 (23.9)	64,501 (21.2)	59,425 (19.5)	61,659 (19.4)
	有価証券	299 (0.1)	179 (0.1)	110 (0.0)	61 (0.0)	44 (0.0)
	信用保証協会	1,052 (0.3)	792 (0.2)	476 (0.2)	201 (0.1)	16 (0.0)
	その他	10 (0.0)	15 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)	3 (0.0)
合計	345,869 (100.0)	326,404 (100.0)	303,559 (100.0)	304,778 (100.0)	318,112 (100.0)	

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。  
 2 各年度における貸付状況(貸付ベース)を示しています。  
 3 普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。  
 4 ( )内は構成比です。  
 5 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」および「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

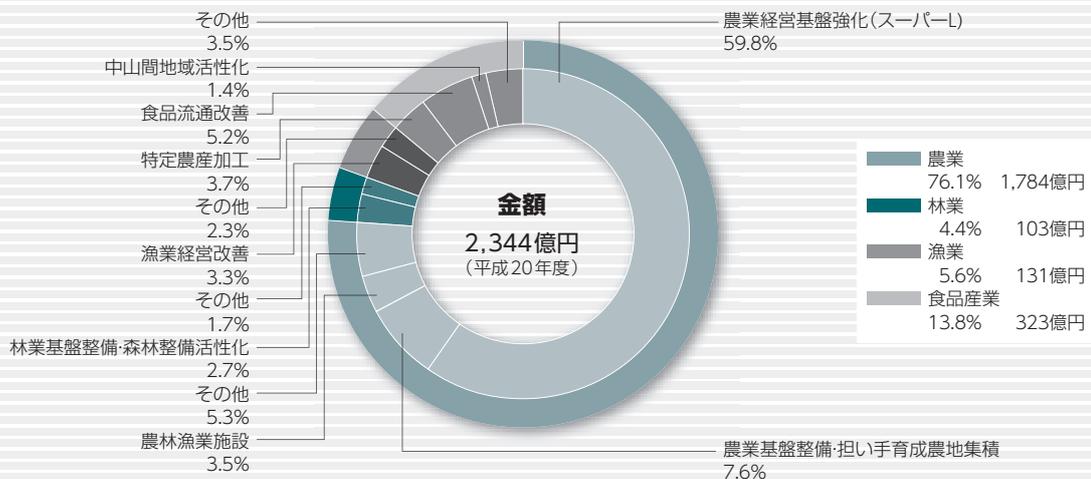
# 農林水産事業

## 1 貸付実績の推移



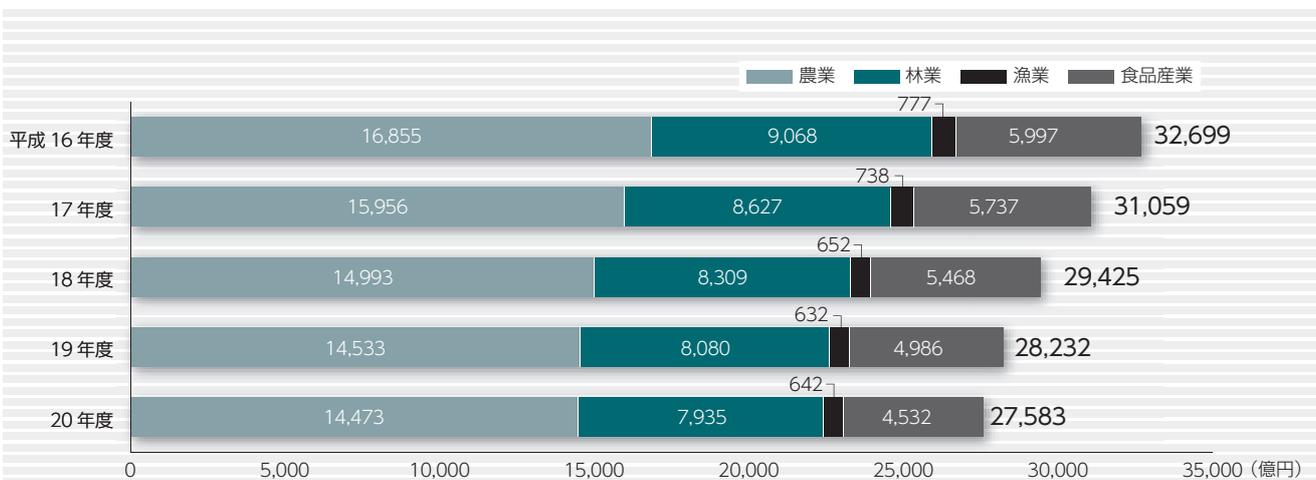
(注) 1 平成20年9月までは、農林漁業金融公庫の計数です。  
 2 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

## 2 貸付実績の内訳



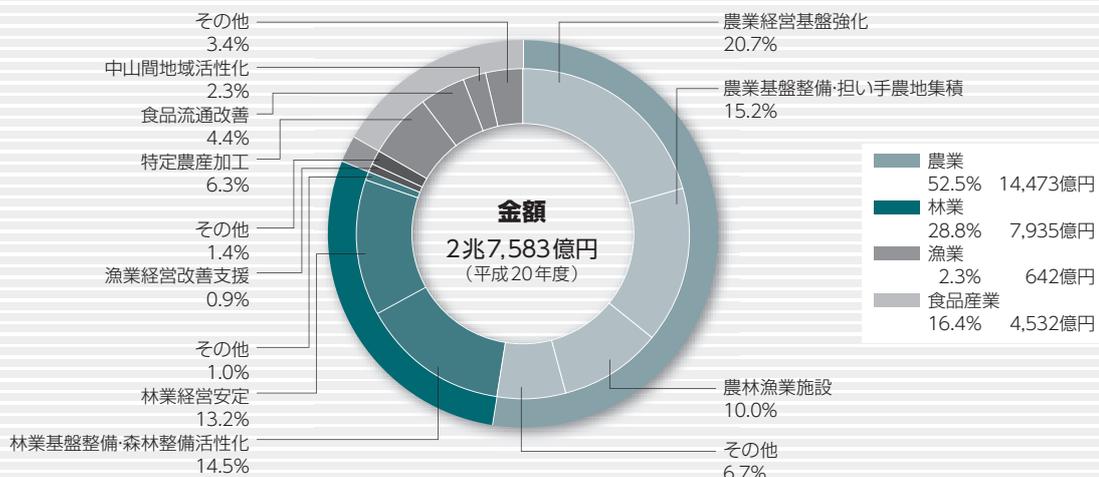
(注) 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

### 3 貸付残高の推移



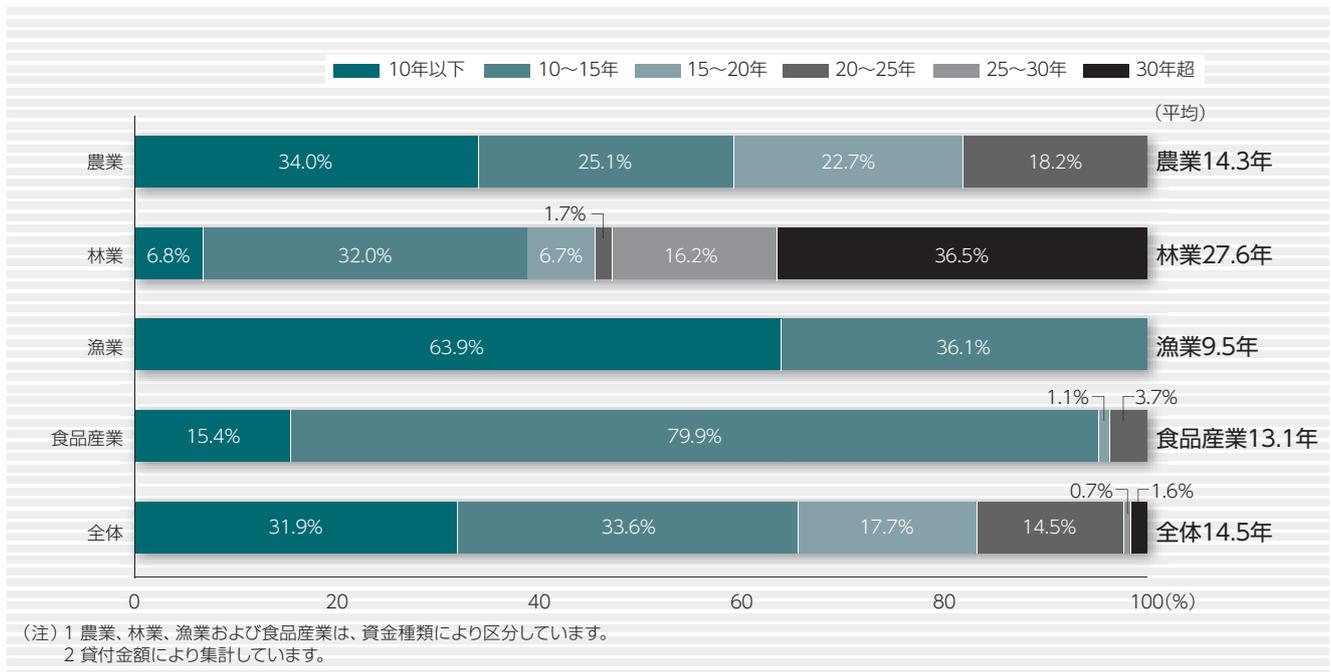
(注) 1 平成19年度までは、農林漁業金融公庫の計数です。  
2 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

### 4 貸付残高の業種別・資金使途別内訳

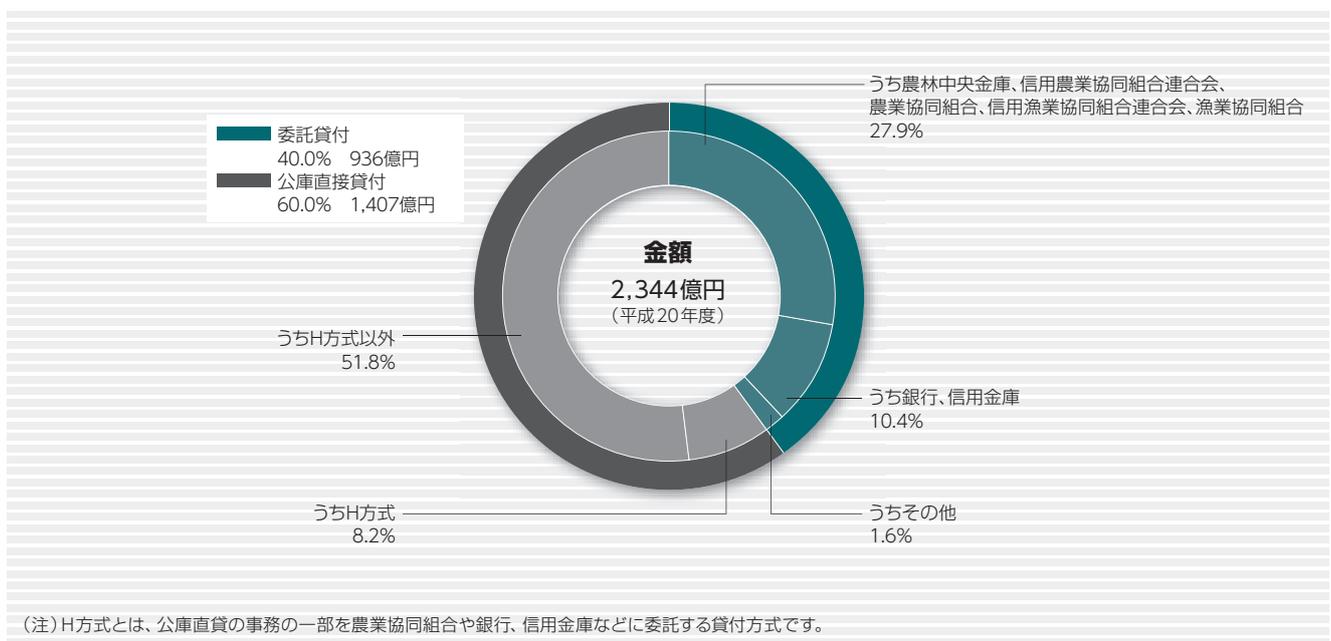


(注) 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

## 5 償還期間別の貸付状況(平成20年度)



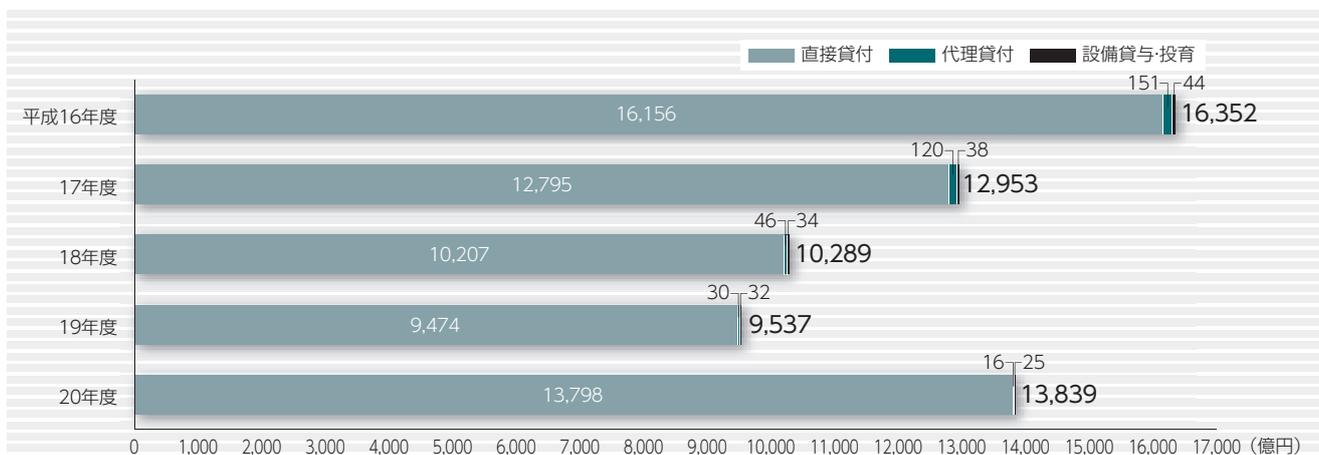
## 6 取扱金融機関別の貸付状況



# 中小企業事業

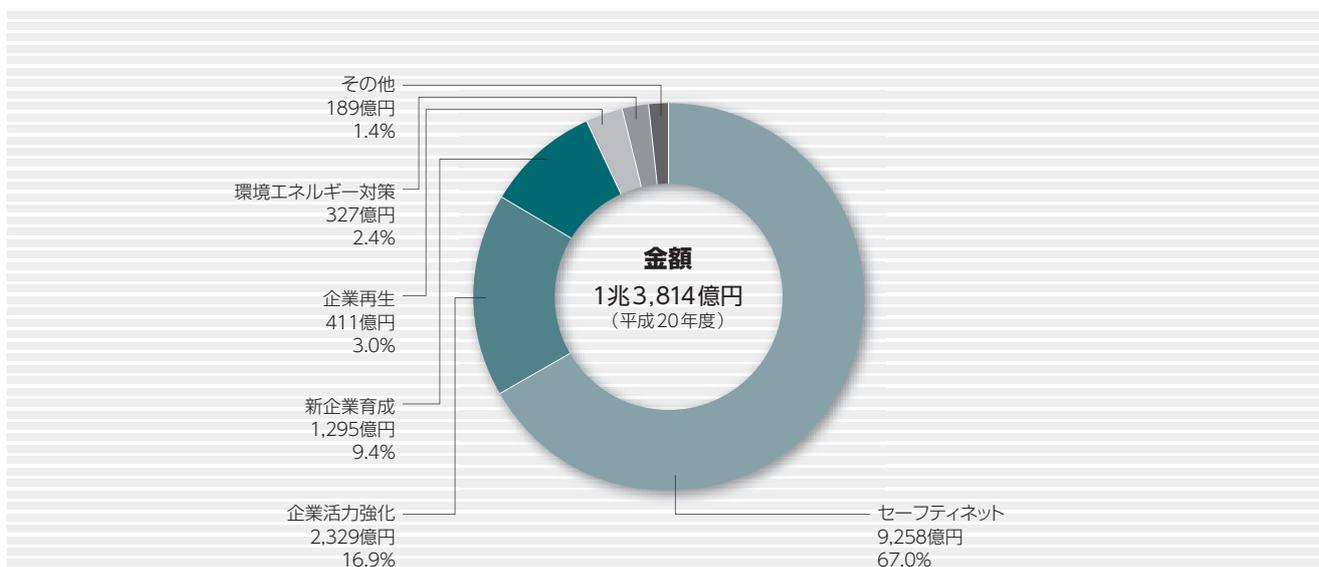
## I. 融資業務

### 1 貸付実績の推移



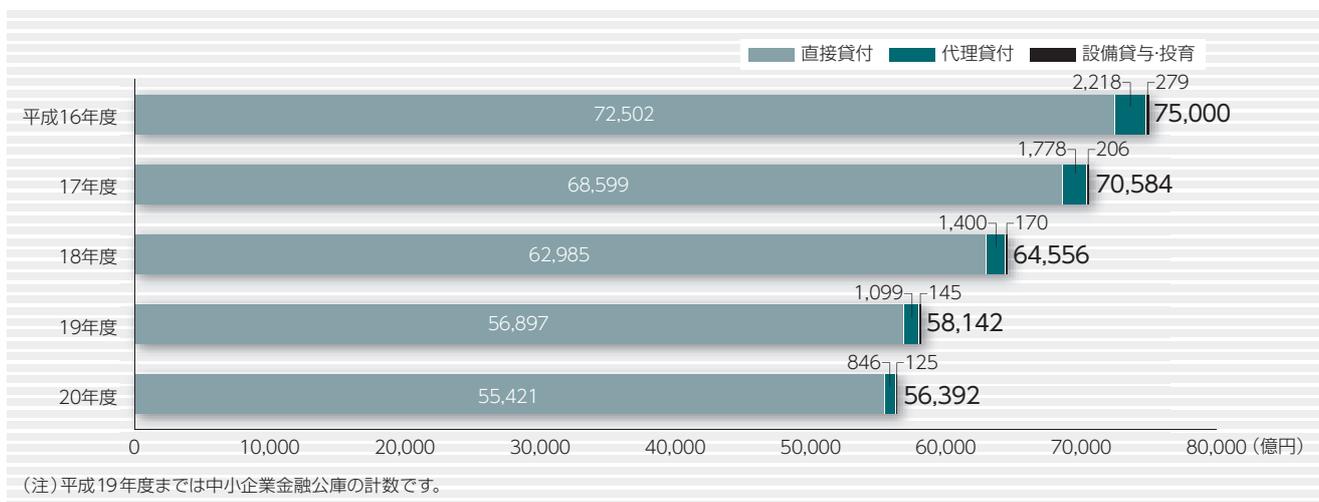
(注)平成20年9月までは中小企業金融公庫の計数です。

### 2 貸付制度別貸付額の内訳



(注)貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸与を除いたものの内訳です。

### 3 貸付残高の推移



### 4 貸付残高の業種別内訳

(単位:億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
製造業	36,797 (49.2)	34,713 (49.3)	31,629 (49.1)	28,143 (48.5)	27,489 (48.9)
建設業	4,652 (6.2)	4,190 (6.0)	3,728 (5.8)	3,224 (5.6)	2,961 (5.3)
物品販売業	12,186 (16.3)	11,227 (16.0)	10,141 (15.8)	9,142 (15.8)	8,963 (15.9)
運輸・情報通信業	6,211 (8.3)	5,853 (8.3)	5,398 (8.4)	4,999 (8.6)	4,817 (8.6)
サービス業	7,443 (10.0)	7,303 (10.4)	6,986 (10.9)	6,591 (11.4)	6,497 (11.5)
その他	7,431 (9.9)	7,091 (10.1)	6,504 (10.1)	5,898 (10.2)	5,541 (9.8)
合計	74,720 (100.0)	70,377 (100.0)	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)

(注) 1.平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。  
 2.貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。  
 3.( )内は構成比です。

### 5 貸付残高の用途別内訳

(単位:億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運転	38,106 (51.0)	34,054 (48.4)	29,819 (46.3)	25,819 (44.5)	26,187 (46.5)
設備	36,614 (49.0)	36,323 (51.6)	34,566 (53.7)	32,177 (55.5)	30,080 (53.5)
合計	74,720 (100.0)	70,377 (100.0)	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)

(注) 1.平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。  
 2.貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。  
 3.( )内は構成比です。

## 6 貸付先企業数

(単位:企業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付先企業数	48,963	47,984	46,717	45,438	44,519

(注) 1.平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。  
2.直接貸付先数です。

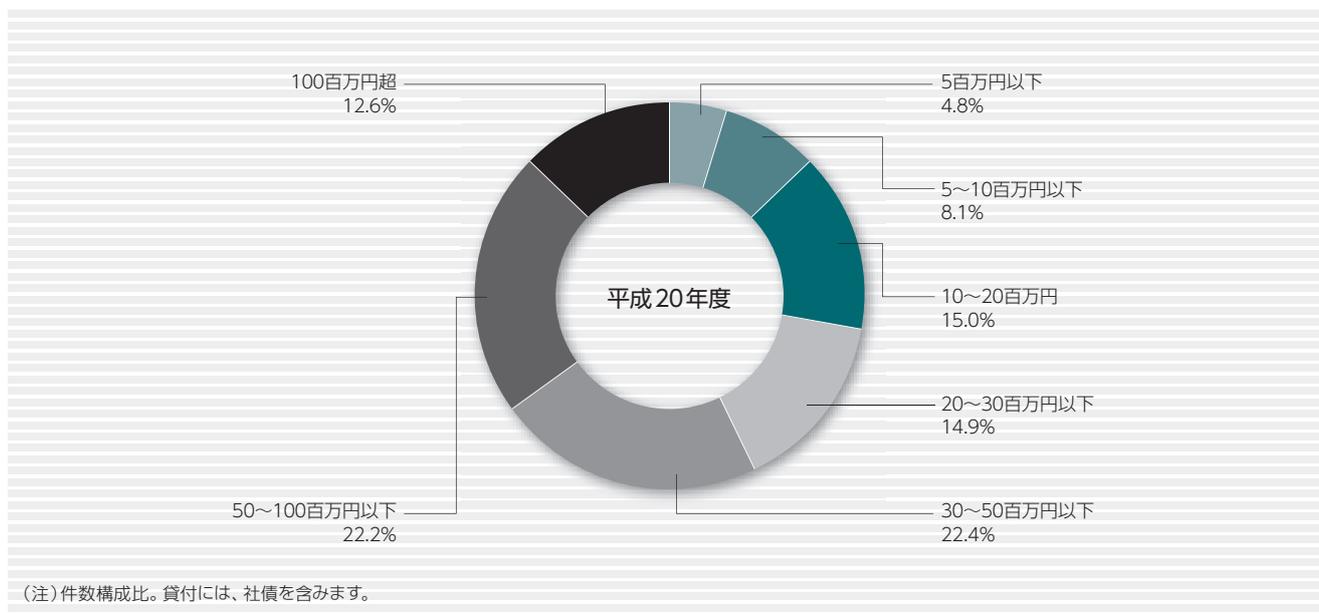
## 7 1企業あたりの平均貸付残高

(単位:百万円)

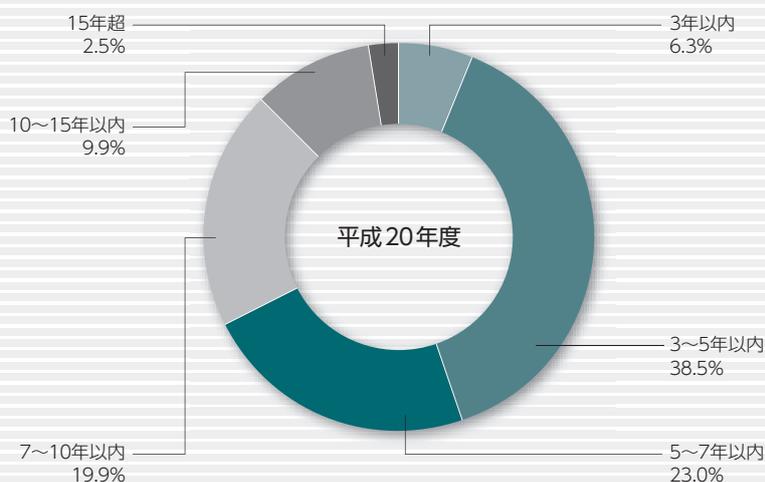
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1企業あたりの平均貸付残高	148	142	134	125	124

(注) 1.平成20年9月までは中小企業金融公庫の計数です。  
2.直接貸付先数に係る平均貸付残高です。

## 8 貸付金額別の貸付割合



## 9 貸付期間別の貸付割合



(注)金額構成比。貸付には、社債を含みます。

## II. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
<b>貸付債権元本総額</b>			
買取型 <sup>(※1)</sup>	387	418	—
保証型 <sup>(※2)</sup>	112	31	—
<b>信託受益権等保有残高<sup>(※3)</sup>、保証債務残高</b>			
買取型(信託受益権等保有残高)	36	58	40
保証型(保証債務残高)	341	189	416

(※1) 買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

(※2) 保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

(※3) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

## III. 信用保険業務

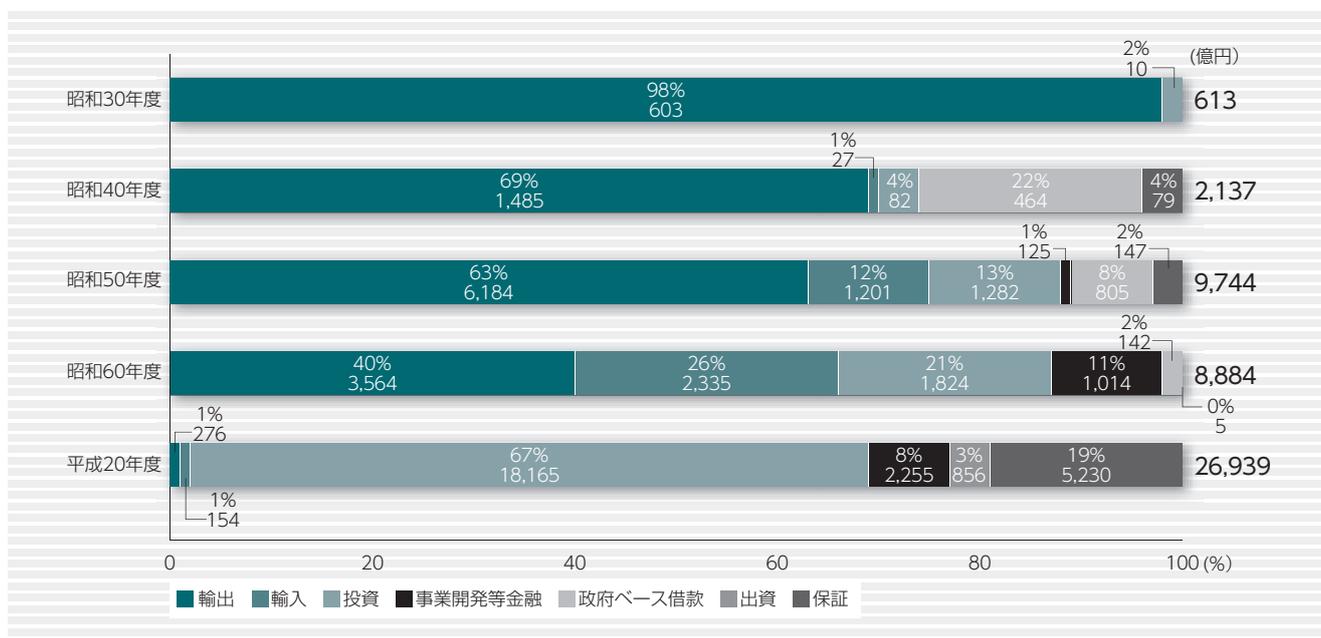
(単位:億円)

科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
<b>保険引受額・貸付額</b>			
中小企業信用保険	134,439	128,654	186,629
信用保証協会貸付	4,629	4,621	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	0	—
<b>保険引受残高・貸付残高</b>			
中小企業信用保険	295,501	297,397	345,787
信用保証協会貸付	4,629	4,621	—
破綻金融機関等関連特別保険等	10	3	1
機械類信用保険 <sup>(※)</sup>	16,587	7,512	3,219

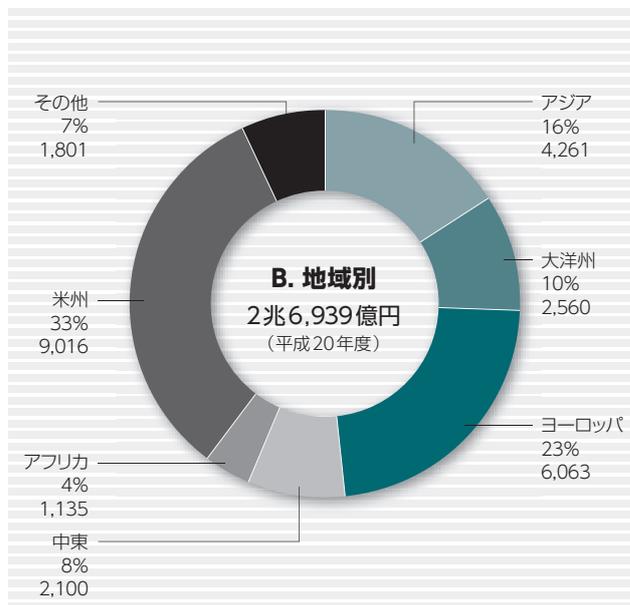
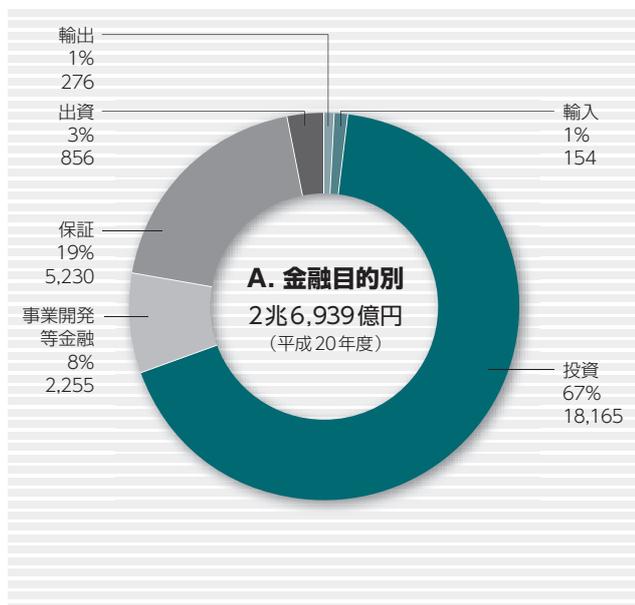
(※) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

# 国際協力銀行(JBIC)

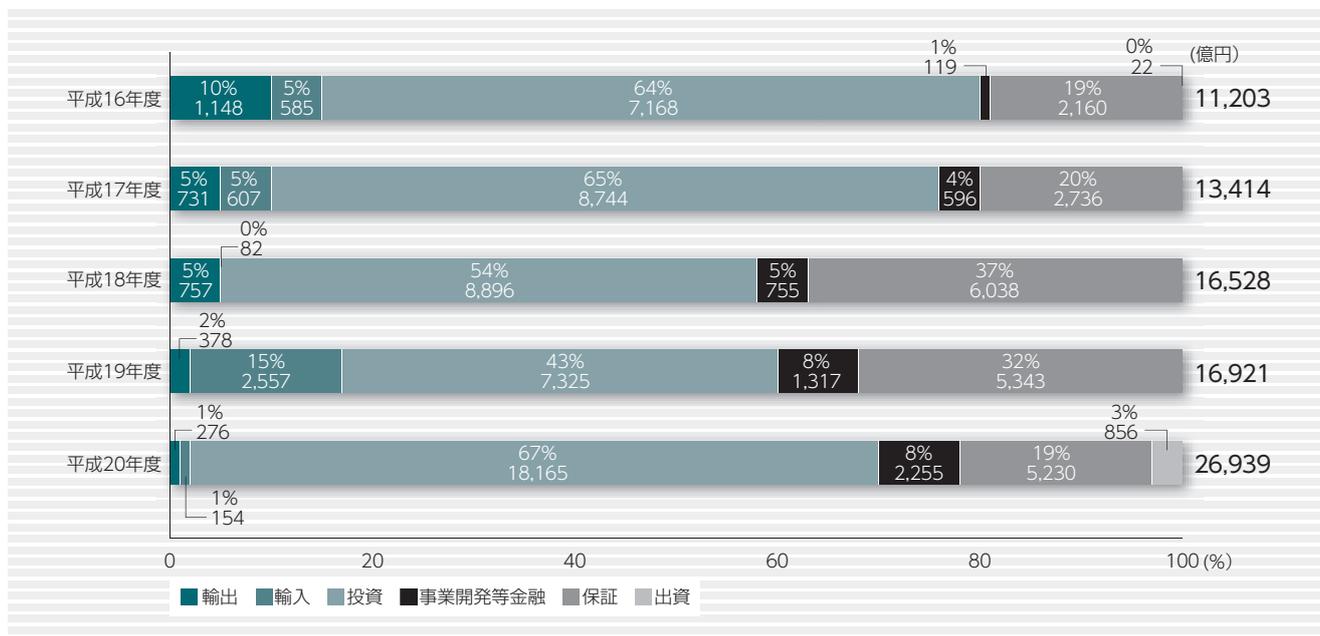
## 1 出融資保証実績の推移(承諾額)



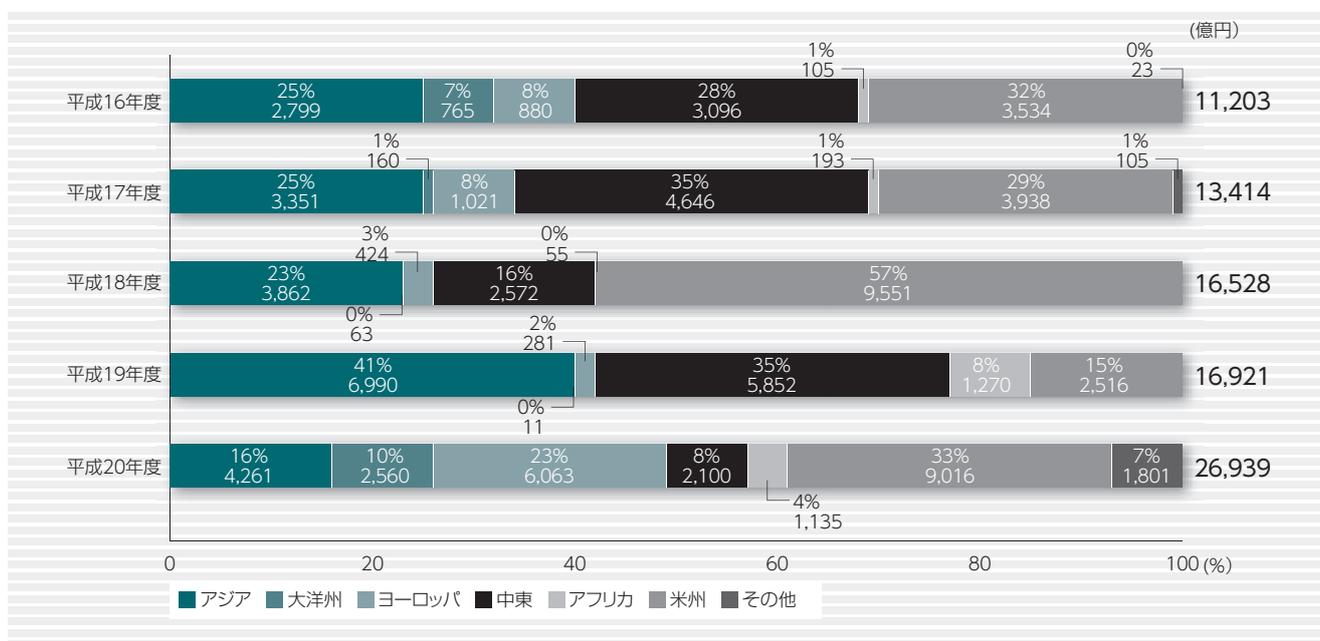
## 2 出融資保証承諾状況(内訳)



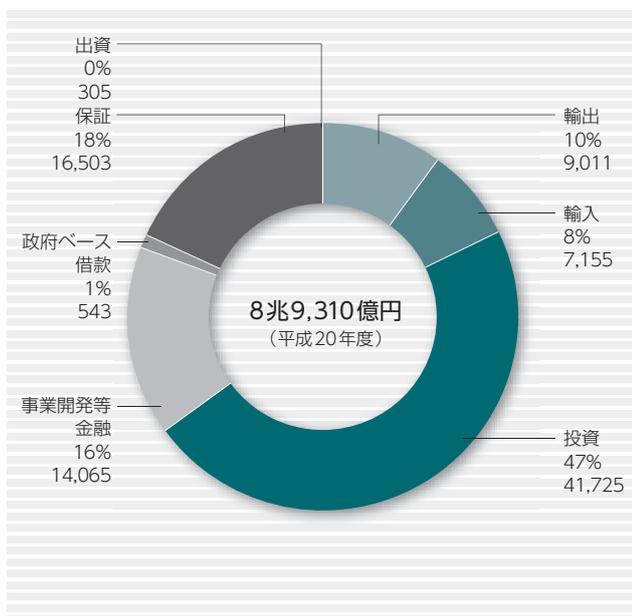
## 3 金融目的別出融資保証承諾状況推移



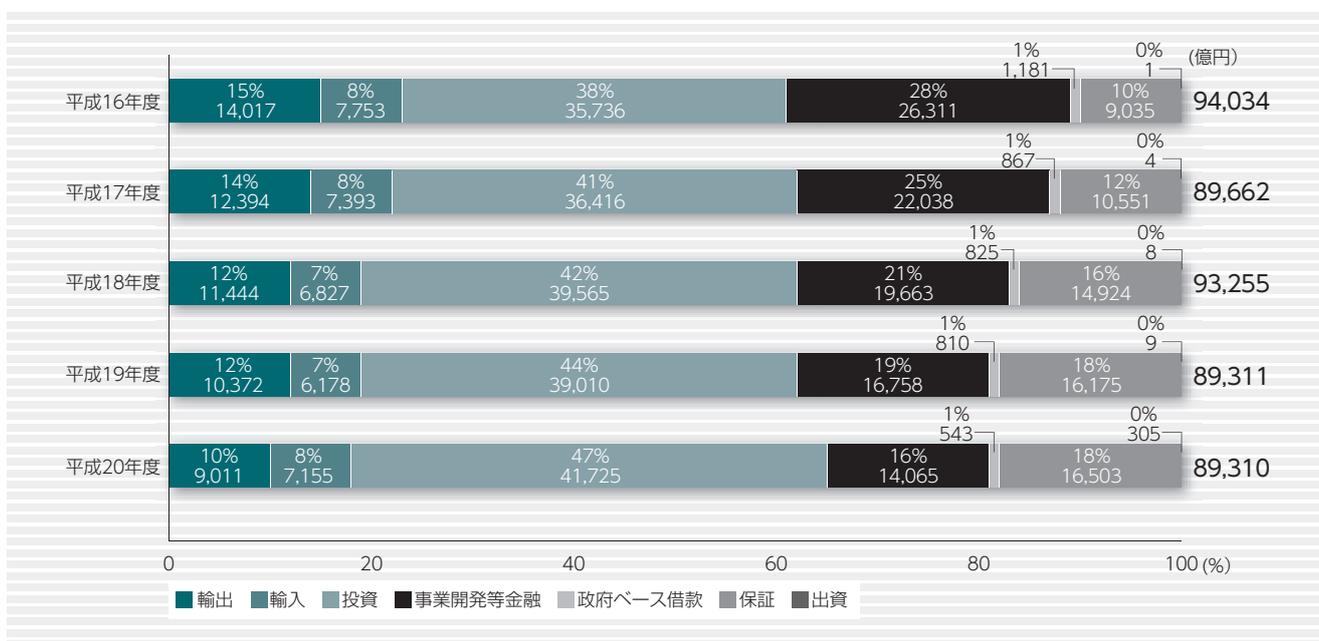
## 4 地域別出融資保証承諾状況推移



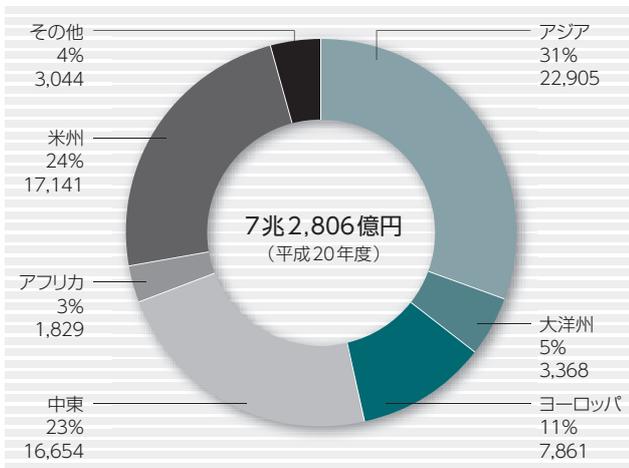
## 5 金融目的別出融資保証残高状況（内訳）



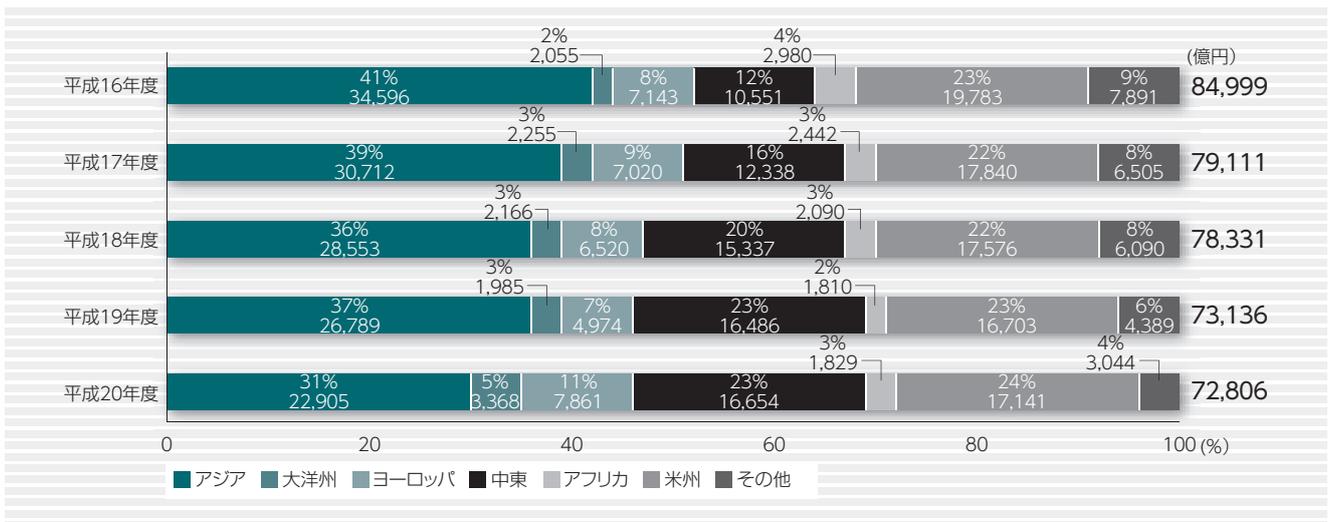
## 6 金融目的別出融資保証残高状況推移



## 7 地域別出融資残高(内訳)



## 8 地域別出融資残高状況推移



## 9 貸付金業種別内訳残高(平成20年度)

(単位:百万円)

業種別	合計	
	件数	貸出額
製造業	127	446,649
鉱業	11	234,883
建設業	1	1,964
電気・ガス・熱供給・水道業	6	55,139
情報通信業	2	4,385
運輸業	6	75,622
卸売業	25	711,882
小売業	1	53
金融・保険業	24	356,728
各種サービス	46	41,693
海外円借款、国内店名義現地貸	451	5,316,183
合計	700	7,245,187
うち中小企業向け	61	7,801

# 危機対応円滑化業務

## 貸付実績

(単位：億円)

	平成20年10～ 12月計	21年1月	21年2月	21年3月	計		
						うち政策投資銀行 向け	うち商工中金向け
ツーステップ・ローン	－	660	5,598	8,043	14,301	13,601	700
貸付け等	－	660	2,600	8,043	11,303	10,603	700
CP取得	－	－	2,998	－	2,998	2,998	－
損害担保	125	86	1,742	1,499	3,452	－	3,452
貸付け等	125	86	1,742	1,499	3,452	5	3,447
CP取得	－	－	－	－	－	－	－

- (注) 1 上表のツーステップ・ローンの実績は、当公庫が平成21年3月末までに指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。  
 2 上表の損害担保の実績は、指定金融機関が平成21年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が補償応諾した引受金額です。  
 3 利子補給については、平成21年3月末時点の既認定危機では危機対応業務の対象となっておりません。

## 株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

### 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	1,617,281	借入金	15,990,564
現金	329	借入金	15,990,564
預け金	1,616,951	短期社債	299,884
買現先勘定	11,487	社債	5,772,629
有価証券	49,621	寄託金	36,703
国債	21,156	保険契約準備金	1,017,813
社債	10,978	その他負債	102,764
株式	2,030	未払費用	64,928
その他の証券	15,457	前受収益	5,368
貸出金	24,004,996	金融派生商品	1,493
証書貸付	24,004,996	リース債務	5,776
その他資産	749,394	その他の負債	25,197
前払費用	280	賞与引当金	5,808
未収収益	76,636	役員賞与引当金	29
金融派生商品	633,638	退職給付引当金	200,283
代理店貸	3,964	役員退職慰労引当金	25
その他の資産	34,874	補償損失引当金	3,000
有形固定資産	284,605	支払承諾	1,692,026
建物	30,065	負債の部合計	25,121,533
土地	248,347	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	4,095	資本金	2,452,167
建設仮勘定	787	資本剰余金	1,472,638
その他の有形固定資産	1,310	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	10,564	資本準備金	1,291,138
ソフトウェア	7,868	利益剰余金	△ 1,215,224
リース資産	1,412	利益準備金	715,389
その他の無形固定資産	1,284	その他利益剰余金	△ 1,930,613
支払承諾見返	1,692,026	繰越利益剰余金	△ 1,930,613
貸倒引当金	△ 417,878	株主資本合計	2,709,581
		その他有価証券評価差額金	△ 1,064
		繰延ヘッジ損益	172,049
		評価・換算差額等合計	170,984
		純資産の部合計	2,880,565
資産の部合計	28,002,099	負債及び純資産の部合計	28,002,099

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>381,725</b>
資金運用収益	259,849
貸出金利息	257,534
有価証券利息配当金	418
買現先利息	9
預け金利息	1,887
その他の受入利息	0
役務取引等収益	3,957
損害担保補償料	21
その他の役務収益	3,936
保険引受収益	90,020
保険料	90,020
その他業務収益	259
金融派生商品収益	259
政府補給金収入	26,977
一般会計より受入	26,969
特別会計より受入	7
その他経常収益	660
その他の経常収益	660
<b>経常費用</b>	<b>1,045,821</b>
資金調達費用	155,533
コールマネー利息	40
借入金利息	88,220
短期社債利息	71
社債利息	52,679
金利スワップ支払利息	12,812
その他の支払利息	1,710
役務取引等費用	4,452
その他の役務費用	4,452
保険引受費用	717,264
保険金	427,076
回収金	△ 67,915
保険契約準備金繰入額	358,103
その他業務費用	3,379
外国為替売買損	2,738
国債等債券償却	457
社債発行費償却	40
金融派生商品費用	27
その他の業務費用	115
営業経費	67,413
その他経常費用	97,778
貸倒引当金繰入額	87,856
補償損失引当金繰入額	3,000
貸出金償却	1,465
株式等償却	554
その他の経常費用	4,900
<b>経常損失</b>	<b>664,096</b>
<b>特別利益</b>	<b>8,771</b>
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,772
債務履行引受契約関連益	4,575
その他の特別利益	422
<b>特別損失</b>	<b>88</b>
固定資産処分損	88
その他の特別損失	0
<b>当期純損失</b>	<b>655,414</b>

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>株主資本</b>		利益剰余金合計	
<b>資本金</b>		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338
新株の発行	213,763	当期純損失(△)	△ 655,414
株式会社日本政策金融公庫法による出資	2,238,404	株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 778,148
当期変動額合計	2,452,167	当期変動額合計	△ 1,215,224
当期末残高	2,452,167	当期末残高	△ 1,215,224
<b>資本剰余金</b>		<b>株主資本合計</b>	
経営改善資金特別準備金		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	972,163
株式会社日本政策金融公庫法による出資	181,500	当期純損失(△)	△ 655,414
当期変動額合計	181,500	株式会社日本政策金融公庫法による出資	3,170,981
当期末残高	181,500	株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 778,148
<b>資本準備金</b>		当期変動額合計	2,709,581
前期末残高	—	当期末残高	2,709,581
当期変動額		<b>評価・換算差額等</b>	
新株の発行	758,400	<b>その他有価証券評価差額金</b>	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077	前期末残高	—
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338	当期変動額	
当期変動額合計	1,291,138	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,064
当期末残高	1,291,138	当期変動額合計	△ 1,064
<b>資本剰余金合計</b>		当期末残高	△ 1,064
前期末残高	—	<b>繰延ヘッジ損益</b>	
当期変動額		前期末残高	—
新株の発行	758,400	当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	932,577	株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	117,814
当期変動額合計	1,472,638	当期変動額合計	172,049
当期末残高	1,472,638	当期末残高	172,049
<b>利益剰余金</b>		<b>評価・換算差額等合計</b>	
<b>利益準備金</b>		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
株式会社日本政策金融公庫法による承継	715,389	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
当期変動額合計	715,389	当期変動額合計	170,984
当期末残高	715,389	当期末残高	170,984
<b>その他利益剰余金</b>		<b>純資産合計</b>	
繰越利益剰余金		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	972,163
資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338	当期純損失(△)	△ 655,414
当期純損失(△)	△ 655,414	株式会社日本政策金融公庫法による出資	3,170,981
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 1,493,538	株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 723,913
当期変動額合計	△ 1,930,613	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
当期末残高	△ 1,930,613	当期変動額合計	2,880,565
		当期末残高	2,880,565

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額がないものについては、債務保証に準じて処理しております。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物付属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

#### 4 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 5 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権

については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は521,089百万円であります。

## (2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

## (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

# 7 ヘッジ会計の方法

## (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。ヘッジの有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

## 8 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

### ①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

### ②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金およびまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

## 9 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分をせずに所有しているものは11,487百万円です。
2. 関係会社の株式および出資総額2,793百万円
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定43,377百万円、農林水産業者向け業務勘定1,287百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定54,219百万円、国際協力銀行業務勘定26,908百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定および信用保険等業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定163,890百万円、農林水産業者向け業務勘定76,064百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定458,308百万円、国際協力銀行業務勘定110,674百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定および信用保険等業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定233百万円、農林水産業者向け業務勘定3,864百万円であります。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定および国際協力銀行業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定309,915百万円、農林水産業者向け業務勘定24,843百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定153,114百万円、国際協力銀行業務勘定92,894百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定および信用保険等業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定517,417百万円、農林水産業者向け業務勘定106,060百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定665,642百万円、国際協力銀行業務勘定230,477百万円であります。  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は1,372,703百万円です。
8. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債6,072,514百万円の一般担保に供しております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 2,553百万円
10. 損害担保契約の補償引受額
 

補償引受残高(3,367件)	154,129百万円
補償損失引当金	3,000百万円
差引額	151,129百万円
11. 1株当たり純資産額0円69銭
12. 関係会社に対する金銭債権総額19,646百万円
13. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

1株当たり当期純損失金額0円18銭

**(株主資本等変動計算書関係)**

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	4,143,144,407,741	—	4,143,144,407,741

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 972,163,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 3,170,981,407,741株

**(有価証券関係)**

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	21,156	21,971	815	815	—

(注)1. 時価は、当事業年度末の市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## 2. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場国内債券	7,872
子会社株式・出資金および関連会社株式・出資金 関連会社株式・出資金	2,793
その他有価証券	
譲渡性預け金	82,210
非上場外国株式	8,729
非上場国内証券	7,841
非上場外国証券	1,227

## 3. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
国債	—	—	21,156	—
社債	3,946	7,031	—	—
その他	82,732	4,013	—	—
合計	86,679	11,044	21,156	—

**(税効果会計関係)**

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

**(退職給付関係)**

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△270,465
年金資産 (B)	59,217
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△211,248
未認識数理計算上の差異 (D)	10,965
貸借対照表計上純額 (E)=(C)+(D)	△200,283
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△200,283

## 3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	3,801
利息費用	2,696
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	6,498

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年（各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年の翌事業年度から損益処理することとしております。）

## (関連当事者との取引関係)

## 1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) <sup>(注1)</sup>	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注2)</sup>	972,163	-	-
				政府補給金収入	2,973	-	-
				資金の受入 <sup>(注3)</sup>	3,918,677	借入金	15,756,683
				借入金の返済	2,062,300		
				借入金利息の支払	89,605	未払費用	33,008
				資金の預託 <sup>(注4)</sup>	2,137,300	預け金	1,147,800
				短期社債の引受 <sup>(注5)</sup>	199,923	短期社債	199,923
社債への被保証 <sup>(注6)</sup>	3,183,608	-	-				

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 13,737百万円

厚生労働省 政府補給金収入 388百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 7百万円

農林水産省 政府補給金収入 9,869百万円、貸付資金の受入 7,908百万円、借入金の返済 7,290百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政融資からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 短期社債の引受は、財政融資資金による引受であり、一般の取引条件と同様に決定しております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 <sup>(注1)</sup>	724	寄託金	36,703
				寄託金の返還	165		
	株式会社日本政策投資銀行	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 <sup>(注2)</sup>	1,360,113	証書貸付	1,360,113
				貸付金利息の受取	645	未収収益	318
	株式会社商工組合中央金庫	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 <sup>(注2)</sup>	70,000	証書貸付	70,000
				損害の担保 <sup>(注3)</sup>	154,129	-	-

(注)1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸し付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

3. 損害の担保は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

4. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 3. 役員および個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者	中村利夫	なし	当公庫取締役の弟	資金の貸付	-	貸付金	19
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ミカサ株式会社	なし	当公庫取締役の義父が代表取締役	資金の貸付	50	貸付金	115

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

1. 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式665,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	665,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	665,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援業務に係るもの

2. 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式450,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	450,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	450,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援保証業務に係るもの

3. 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式52,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	52,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	52,300,000,000円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

4. 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式10,960,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	10,960,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	10,960,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	「生活対策のための緊急対策」の実施に伴う規模の拡充等に伴うもの

# 国民生活事業 国民一般向け業務勘定

## 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	59,024	借入金	5,756,339
現金	323	借入金	5,756,339
預け金	58,700	社債	1,239,189
買現先勘定	11,487	その他負債	22,285
貸出金	7,190,817	未払費用	13,142
証書貸付	7,190,817	リース債務	2,059
その他資産	15,296	その他の負債	7,083
前払費用	2	賞与引当金	3,312
未収収益	8,840	役員賞与引当金	7
代理店貸	2,636	退職給付引当金	118,849
その他の資産	3,817	役員退職慰労引当金	6
有形固定資産	115,560	負債の部合計	7,139,989
建物	18,013	<b>(純資産の部)</b>	
土地	94,505	資本金	461,470
リース資産	1,967	資本剰余金	181,500
建設仮勘定	658	経営改善資金特別準備金	181,500
その他の有形固定資産	415	利益剰余金	△ 491,809
無形固定資産	3,253	その他利益剰余金	△ 491,809
ソフトウェア	3,010	繰越利益剰余金	△ 491,809
その他の無形固定資産	242	株主資本合計	151,160
貸倒引当金	△ 104,290	純資産の部合計	151,160
資産の部合計	7,291,149	負債及び純資産の部合計	7,291,149

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>87,283</b>
資金運用収益	82,390
貸出金利息	82,365
買現先利息	7
預け金利息	16
その他の受入利息	0
役務取引等収益	47
その他の役務収益	47
政府補給金収入	4,516
一般会計より受入	4,516
特別会計より受入	0
その他経常収益	329
その他の経常収益	329
<b>経常費用</b>	<b>106,290</b>
資金調達費用	32,171
コールマネー利息	40
借入金利息	24,925
社債利息	7,205
役務取引等費用	598
その他の役務費用	598
その他業務費用	10
社債発行費償却	10
営業経費	35,444
その他経常費用	38,065
貸倒引当金繰入額	37,767
貸出金償却	292
その他の経常費用	5
<b>経常損失</b>	<b>19,007</b>
<b>特別利益</b>	<b>285</b>
償却債権取立益	26
その他の特別利益	259
<b>特別損失</b>	<b>29</b>
固定資産処分損	29
その他の特別損失	0
<b>当期純損失</b>	<b>18,750</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	64,784
株式会社日本政策金融公庫法による出資	396,686
当期変動額合計	461,470
当期末残高	461,470
<b>資本剰余金</b>	
経営改善資金特別準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	181,500
当期変動額合計	181,500
当期末残高	181,500
資本剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	181,500
当期変動額合計	181,500
当期末残高	181,500
<b>利益剰余金</b>	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	△ 491,809
当期末残高	△ 491,809
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	△ 491,809
当期末残高	△ 491,809
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	64,784
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による出資	578,186
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	151,160
当期末残高	151,160
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	64,784
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による出資	578,186
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	151,160
当期末残高	151,160

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～17年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

#### 3 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 4 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は342,933百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 5 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分をせずに所有しているものは11,487百万円です。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は43,377百万円、延滞債権額は163,890百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は233百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は309,915百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は517,417百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は6,468百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は1,239,189百万円)の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額1,473百万円
9. 1株当たり純資産額0円23銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

- 1株当たり当期純損失金額0円3銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	642,970,000,000	—	642,970,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 64,784,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 578,186,000,000株

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 譲渡性預け金	45,500

2. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
その他	45,500	—	—	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△158,858
年金資産 (B)	33,993
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△124,865
未認識数理計算上の差異 (D)	6,015
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△118,849
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△118,849

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	2,144
利息費用	1,582
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	3,727

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

## (関連当事者との取引関係)

## 1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) <sup>(注1)</sup>	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注2)</sup>	64,784	—	—
				政府補給金収入	2,954	—	—
				資金の受入 <sup>(注3)</sup>	1,045,007	借入金	5,625,039
				借入金の返済	1,015,230		
				借入金利息の支払	24,915	未払費用	9,518
社債への被保証 <sup>(注4)</sup>	579,228	—	—				

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入1,174百万円

厚生労働省 政府補給金収入 388百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入0百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 2. 役員および個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者	中村利夫	なし	当公庫取締役の弟	資金の貸付	—	貸付金	19

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 期末残高には消費税等は含まれておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項ありません。

# 農林水産事業 農林水産業者向け業務勘定

## 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	44,975	借入金	2,262,741
現金	3	借入金	2,262,741
預け金	44,971	社債	139,904
有価証券	2,030	寄託金	36,703
株式	2,030	その他負債	22,593
貸出金	2,721,183	未払費用	11,751
証書貸付	2,721,183	前受収益	0
その他資産	18,776	リース債務	1,073
前払費用	23	その他の負債	9,768
未収収益	17,023	賞与引当金	631
代理店貸	1,328	役員賞与引当金	7
その他の資産	400	退職給付引当金	22,050
有形固定資産	44,898	役員退職慰労引当金	5
建物	2,695	支払承諾	59
土地	40,996	負債の部合計	2,484,695
リース資産	1,022	<b>(純資産の部)</b>	
その他の有形固定資産	184	資本金	324,735
無形固定資産	1,542	利益剰余金	2,797
ソフトウェア	1,446	利益準備金	2,797
その他の無形固定資産	96	株主資本合計	327,532
支払承諾見返	59		
貸倒引当金	△ 21,237	純資産の部合計	327,532
資産の部合計	2,812,228	負債及び純資産の部合計	2,812,228

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>39,331</b>
資金運用収益	29,393
貸出金利息	29,358
買現先利息	1
預け金利息	32
その他の受入利息	0
役務取引等収益	0
その他の役務収益	0
政府補給金収入	9,856
一般会計より受入	9,856
その他経常収益	81
その他の経常収益	81
<b>経常費用</b>	<b>40,693</b>
資金調達費用	28,580
借入金利息	25,581
社債利息	1,287
その他の支払利息	1,710
役務取引等費用	3,119
その他の役務費用	3,119
その他業務費用	3
社債発行費償却	3
営業経費	8,161
その他経常費用	830
貸倒引当金繰入額	806
貸出金償却	23
その他の経常費用	0
<b>経常損失</b>	<b>1,362</b>
<b>特別利益</b>	<b>1,373</b>
償却債権取立益	1,321
その他の特別利益	51
<b>特別損失</b>	<b>11</b>
固定資産処分損	11
<b>当期純利益</b>	<b>-</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	7,768
株式会社日本政策金融公庫法による出資	316,967
当期変動額合計	324,735
当期末残高	324,735
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	2,797
当期末残高	2,797
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>繰越利益剰余金</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	—
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	2,797
当期末残高	2,797
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	7,768
当期純利益	—
株式会社日本政策金融公庫法による出資	316,967
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	327,532
当期末残高	327,532
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	7,768
当期純利益	—
株式会社日本政策金融公庫法による出資	316,967
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	327,532
当期末残高	327,532

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

#### 2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額がないものについては、債務保証に準じて処理しております。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

#### 4 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 5 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,230百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 6 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額2,030百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,287百万円、延滞債権額は76,064百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,864百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,843百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は106,060百万円あります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は34,120百万円あります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は139,904百万円)の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額261百万円
9. 1株当たり純資産額1円00銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

- 1株当たり当期純利益金額0円

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	324,735,000,000	—	324,735,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 7,768,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 316,967,000,000株

## (有価証券関係)

貸借対照表の「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
子会社株式・出資金および関連会社株式・出資金 関連会社株式	2,030
その他有価証券 譲渡性預け金	410

2. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
その他	410	—	—	—

## (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

## (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△30,003
年金資産 (B)	6,816
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△23,186
未認識数理計算上の差異 (D)	1,136
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△22,050
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△22,050

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	421
利息費用	300
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	722

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生事業年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) <sup>(注1)</sup>	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注2)</sup>	7,768	—	—
				資金の受入 <sup>(注3)</sup>	87,400	借入金	2,163,272
				借入金の返済	139,971		
				借入金利息の支払	27,233	未払費用	9,376
				資金の預託 <sup>(注4)</sup>	6,500	預け金	6,500
社債への被保証 <sup>(注5)</sup>	25,954	—	—				

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入9,856百万円、資金の受入7,908百万円、借入金の返済 7,290百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 <sup>(注1)</sup>	724	寄託金	36,703
				寄託金の返還	165		

(注)1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式665,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	665,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	665,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援業務に係るもの

# 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

## 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	73,063	借入金	2,821,337
現金	2	借入金	2,821,337
預け金	73,060	社債	2,297,221
有価証券	11,455	その他負債	19,774
社債	7,872	未払費用	11,565
その他の証券	3,582	前受収益	78
貸出金	5,419,813	金融派生商品	15
証書貸付	5,419,813	リース債務	1,108
その他資産	6,210	その他の負債	7,007
前払費用	0	賞与引当金	1,073
未収収益	5,011	役員賞与引当金	5
その他の資産	1,198	退職給付引当金	39,075
有形固定資産	62,897	役員退職慰労引当金	4
建物	5,043	支払承諾	41,637
土地	57,095		
リース資産	483	<b>負債の部合計</b>	<b>5,220,129</b>
建設仮勘定	5	<b>(純資産の部)</b>	
その他の有形固定資産	269	資本金	574,435
無形固定資産	2,246	利益剰余金	△ 342,241
ソフトウェア	879	その他利益剰余金	△ 342,241
リース資産	571	繰越利益剰余金	△ 342,241
その他の無形固定資産	795	株主資本合計	232,193
支払承諾見返	41,637		
貸倒引当金	△ 165,002	<b>純資産の部合計</b>	<b>232,193</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>5,452,322</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,452,322</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>64,522</b>
資金運用収益	51,778
貸出金利息	51,579
有価証券利息配当金	127
預け金利息	71
役務取引等収益	163
その他の役務収益	163
政府補給金収入	12,393
一般会計より受入	12,386
特別会計より受入	7
その他経常収益	186
その他の経常収益	186
<b>経常費用</b>	<b>91,593</b>
資金調達費用	28,083
借入金利息	12,719
社債利息	15,364
役務取引等費用	132
その他の役務費用	132
その他業務費用	172
国債等債券償却	120
社債発行費償却	24
金融派生商品費用	27
その他の業務費用	1
営業経費	13,140
その他経常費用	50,063
貸倒引当金繰入額	48,486
貸出金償却	1,149
株式等償却	426
その他の経常費用	0
<b>経常損失</b>	<b>27,070</b>
<b>特別利益</b>	<b>144</b>
固定資産処分益	0
償却債権取立益	52
その他の特別利益	92
<b>特別損失</b>	<b>8</b>
固定資産処分損	8
<b>当期純損失</b>	<b>26,934</b>

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	79,660
株式会社日本政策金融公庫法による出資	494,775
当期変動額合計	574,435
当期末残高	574,435
<b>利益剰余金</b>	
<b>その他利益剰余金</b>	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	△342,241
当期末残高	△342,241
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	△342,241
当期末残高	△342,241
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	79,660
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による出資	494,775
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	232,193
当期末残高	232,193
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	79,660
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による出資	494,775
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	232,193
当期末残高	232,193

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

#### 2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

#### 4 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 5 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証

による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は174,913百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 6 ヘッジ会計の方法

外貨建社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。振当処理によっている通貨スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

## 7 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は54,219百万円、延滞債権額は458,308百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は153,114百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は665,642百万円であります。  
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は41,378百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は2,297,221百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額393百万円
- 1株当たり純資産額0円40銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

### (損益計算書関係)

1株当たり当期純損失金額0円5銭

### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	574,435,000,000	—	574,435,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 79,660,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 494,775,000,000株

### (有価証券関係)

貸借対照表の「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場国内債券	7,872
その他有価証券	
譲渡性預け金	34,500
非上場国内証券	3,582

2. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
社債	3,946	3,926	—	—
その他	34,828	3,253	—	—
合計	38,775	7,180	—	—

### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

### (退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要  
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△53,335
年金資産 (B)	12,170
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△41,165
未認識数理計算上の差異 (D)	2,089
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△39,075
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△39,075

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	795
利息費用	529
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	1,325

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	0.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

## (関連当事者との取引関係)

## 1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) <sup>(注1)</sup>	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注2)</sup>	79,660	—	—
				資金の受入 <sup>(注3)</sup>	563,610	借入金	2,821,337
				借入金の返済	378,550		
				借入金利息の支払	12,594	未払費用	4,956
				社債への被保証 <sup>(注4)</sup>	1,285,082	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 12,386百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 7百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融資からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 2. 役員および個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ミカサ株式会社	なし	当公庫取締役の義父が代表取締役	資金の貸付	50	貸付金	115

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## (重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式450,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	450,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	450,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援保証業務に係るもの

# 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

## 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	1,934	社債	3,099
現金	0	その他負債	45
預け金	1,934	未払費用	15
有価証券	25,214	その他の負債	30
国債	21,156	賞与引当金	2
社債	3,105	役員賞与引当金	0
その他の証券	953	退職給付引当金	37
その他資産	44	役員退職慰労引当金	0
未収収益	43	負債の部合計	3,186
その他の資産	0	<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	6	資本金	24,476
ソフトウェア	4	利益剰余金	△ 737
その他の無形固定資産	1	その他利益剰余金	△ 737
貸倒引当金	△ 276	繰越利益剰余金	△ 737
		株主資本合計	23,738
		純資産の部合計	23,738
資産の部合計	26,924	負債及び純資産の部合計	26,924

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>318</b>
資金運用収益	292
有価証券利息配当金	290
預け金利息	2
役務取引等収益	25
その他の役務収益	25
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
<b>経常費用</b>	<b>577</b>
資金調達費用	15
社債利息	15
役務取引等費用	22
その他の役務費用	22
その他業務費用	337
国債等債券償却	337
社債発行費償却	0
その他の業務費用	0
営業経費	58
その他経常費用	144
貸倒引当金繰入額	28
株式等償却	115
その他の経常費用	0
<b>経常損失</b>	<b>259</b>
<b>特別利益</b>	<b>0</b>
その他の特別利益	0
<b>当期純損失</b>	<b>259</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	24,476
当期変動額合計	24,476
当期末残高	24,476
<b>利益剰余金</b>	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	△ 737
当期末残高	△ 737
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	△ 737
当期末残高	△ 737
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による出資	24,476
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	23,738
当期末残高	23,738
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による出資	24,476
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	23,738
当期末残高	23,738

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

#### 3 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 4 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率に基づき算出した予想損失額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 5 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の発行する社債は3,099百万円)の一般担保に供しております。
- 1株当たり純資産額0円96銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

### (損益計算書関係)

1株当たり当期純損失金額0円1銭

### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	24,476,000,000	—	24,476,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 24,476,000,000株

### (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	21,156	21,971	815	815	—

(注)1. 時価は、当事業年度末の市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
譲渡性預け金	1,800
非上場国内証券	4,058

- その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
国債	—	—	21,156	—
社債	—	3,105	—	—
その他	1,994	759	—	—
合計	1,994	3,864	21,156	—

### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

### (退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要  
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△49
年金資産 (B)	8
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△40
未認識数理計算上の差異 (D)	3
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△37
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△37

## 3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1
利息費用	0
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	2

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

## (重要な後発事象)

該当事項ありません。

# 中小企業事業 信用保険等業務勘定

## 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	1,167,343	保険契約準備金	1,017,813
現金	0	その他負債	2,382
預け金	1,167,343	未払費用	20
その他資産	9,988	リース債務	1,072
未収収益	390	その他の負債	1,289
その他の資産	9,597	賞与引当金	200
有形固定資産	22,941	役員賞与引当金	1
建物	514	退職給付引当金	8,496
土地	21,868	役員退職慰労引当金	3
リース資産	524	<b>負債の部合計</b>	<b>1,028,896</b>
その他の有形固定資産	34	<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	627	資本剰余金	1,291,138
ソフトウェア	129	資本準備金	1,291,138
リース資産	497	利益剰余金	△ 1,119,135
		その他利益剰余金	△ 1,119,135
		繰越利益剰余金	△ 1,119,135
		株主資本合計	172,003
		<b>純資産の部合計</b>	<b>172,003</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>1,200,900</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,200,900</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>91,873</b>
資金運用収益	1,765
貸出金利息	43
預け金利息	1,721
保険引受収益	90,020
保険料	90,020
その他経常収益	87
その他の経常収益	87
<b>経常費用</b>	<b>724,768</b>
保険引受費用	717,264
保険金	427,076
回収金	△ 67,915
保険契約準備金繰入額	358,103
営業経費	2,624
その他経常費用	4,879
その他の経常費用	4,879
<b>経常損失</b>	<b>632,895</b>
<b>特別利益</b>	<b>18</b>
その他の特別利益	18
<b>特別損失</b>	<b>0</b>
固定資産処分損	0
<b>当期純損失</b>	<b>632,876</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>株主資本</b>	
<b>資本剰余金</b>	
資本準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
当期変動額合計	1,291,138
当期末残高	1,291,138
資本剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
当期変動額合計	1,291,138
当期末残高	1,291,138
<b>利益剰余金</b>	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	△ 1,119,135
当期末残高	△ 1,119,135
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	△ 1,119,135
当期末残高	△ 1,119,135
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	172,003
当期末残高	172,003
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	172,003
当期末残高	172,003

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～49年
その他	2年～14年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

#### 2 繰延資産の処理方法

##### 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 3 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先に対する債権については、全額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

### ①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

### ②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金およびまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金の合計額から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

## 5 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

- 有形固定資産の減価償却累計額89百万円
- 1株当たり純資産額0円11銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

- その他の経常費用には、保険料の返還金4,846百万円が含まれております。
- 1株当たり当期純損失金額0円61銭

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数 (単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	1,509,477,407,741	—	1,509,477,407,741

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

- 新株の発行による増加 758,400,000,000株  
株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 751,077,407,741株

#### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

#### (退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要  
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△11,685
年金資産 (B)	2,736
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△8,949
未認識数理計算上の差異 (D)	453
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△8,496
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△8,496

## 3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	154
利息費用	120
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	275

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

## (関連当事者との取引関係)

親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注1)</sup>	758,400	—	—
				資金の預託 <sup>(注2)</sup>	2,130,800	預け金	1,141,300

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

3. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## (重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式52,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	52,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	52,300,000,000円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

# 国際協力銀行

## 国際協力銀行業務勘定

### 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	239,218	借入金	4,019,847
現金	0	借入金	4,019,847
預け金	239,218	社債	2,093,214
有価証券	10,920	その他負債	35,448
その他の証券	10,920	未払費用	28,175
貸出金	7,243,068	前受収益	5,250
証書貸付	7,243,068	金融派生商品	1,477
その他資産	698,794	リース債務	463
前払費用	253	その他の負債	80
未収収益	44,979	賞与引当金	581
金融派生商品	633,638	役員賞与引当金	7
その他の資産	19,923	退職給付引当金	11,611
有形固定資産	38,307	役員退職慰労引当金	5
建物	3,798	支払承諾	1,650,329
土地	33,881	負債の部合計	7,811,046
リース資産	97	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	123	資本金	1,035,500
その他の有形固定資産	405	利益剰余金	739,430
無形固定資産	2,821	利益準備金	712,592
ソフトウェア	2,330	その他利益剰余金	26,838
リース資産	343	繰越利益剰余金	26,838
その他の無形固定資産	147	株主資本合計	1,774,930
支払承諾見返	1,650,329	その他有価証券評価差額金	△1,064
貸倒引当金	△126,500	繰延ヘッジ損益	172,049
		評価・換算差額等合計	170,984
		純資産の部合計	1,945,915
資産の部合計	9,756,961	負債及び純資産の部合計	9,756,961

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>97,740</b>
資金運用収益	93,554
貸出金利息	93,512
預け金利息	42
役務取引等収益	3,697
その他の役務収益	3,697
その他業務収益	259
金融派生商品収益	259
その他経常収益	229
その他の経常収益	229
<b>経常費用</b>	<b>77,810</b>
資金調達費用	66,011
借入金利息	24,392
社債利息	28,806
金利スワップ支払利息	12,812
役務取引等費用	578
その他の役務費用	578
その他業務費用	2,852
外国為替売買損	2,738
その他の業務費用	114
営業経費	8,145
その他経常費用	222
貸倒引当金繰入額	195
株式等償却	12
その他の経常費用	14
<b>経常利益</b>	<b>19,929</b>
<b>特別利益</b>	<b>6,947</b>
固定資産処分益	0
償却債権取立益	2,372
債務履行引受契約関連益	4,575
<b>特別損失</b>	<b>39</b>
固定資産処分損	39
<b>当期純利益</b>	<b>26,838</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>株主資本</b>		<b>繰延ヘッジ損益</b>	
<b>資本金</b>		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
新株の発行	30,000	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	117,814
株式会社日本政策金融公庫法による出資	1,005,500	当期変動額合計	172,049
当期変動額合計	1,035,500	当期末残高	172,049
当期末残高	1,035,500	<b>評価・換算差額等合計</b>	
<b>利益剰余金</b>		前期末残高	—
<b>利益準備金</b>		当期変動額	
前期末残高	—	株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
株式会社日本政策金融公庫法による承継	712,592	当期変動額合計	170,984
当期変動額合計	712,592	当期末残高	170,984
当期末残高	712,592	<b>純資産合計</b>	
<b>その他利益剰余金</b>		前期末残高	—
<b>繰越利益剰余金</b>		当期変動額	
前期末残高	—	新株の発行	30,000
当期変動額		当期純利益	26,838
当期純利益	26,838	株式会社日本政策金融公庫法による出資	1,005,500
当期変動額合計	26,838	株式会社日本政策金融公庫法による承継	766,827
当期末残高	26,838	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
<b>利益剰余金合計</b>		当期変動額合計	1,945,915
前期末残高	—	当期末残高	1,945,915
当期変動額			
当期純利益	26,838		
株式会社日本政策金融公庫法による承継	712,592		
当期変動額合計	739,430		
当期末残高	739,430		
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	—		
当期変動額			
新株の発行	30,000		
当期純利益	26,838		
株式会社日本政策金融公庫法による出資	1,005,500		
株式会社日本政策金融公庫法による承継	712,592		
当期変動額合計	1,774,930		
当期末残高	1,774,930		
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	—		
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,064		
当期変動額合計	△ 1,064		
当期末残高	△ 1,064		

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

#### 4 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 5 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務

者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

# 7 ヘッジ会計の方法

## (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

# 8 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

- 関係会社への出資総額763百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は26,908百万円、延滞債権額は110,674百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は92,894百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は230,477百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は1,290,735百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、国際協力銀行業務勘定の発行する社債は2,093,214百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額335百万円
- 1株当たり純資産額 1円87銭
- 関係会社に対する金銭債権総額 19,646百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残高があるときは、その残高の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

## (損益計算書関係)

1株当たり当期純利益金額0円2銭

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	1,035,500,000,000	—	1,035,500,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 30,000,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 1,005,500,000,000株

## (有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場外国証券	—
子会社株式・出資金および関連会社株式・出資金 関連会社出資金	763
その他有価証券	10,157
非上場外国株式	8,729
非上場国内証券	200
非上場外国証券	1,227

## (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

## (退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要  
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△16,329
年金資産 (B)	3,459
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△12,870
未認識数理計算上の差異 (D)	1,259
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△11,611
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△11,611

- 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	279
利息費用	160
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	439

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

- 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

## (関連当事者との取引関係)

親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注1)</sup>	30,000	—	—
				資金の受入 <sup>(注2)</sup>	1,092,360	借入金	4,016,735
				借入金の返済	528,549		
				借入金利息の支払	24,261	未払費用	8,900
				社債への被保証 <sup>(注3)</sup>	993,457	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

2. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項ありません。

# 危機対応円滑化業務 危機対応円滑化業務勘定

## 第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	31,722	借入金	1,130,300
預け金	31,722	借入金	1,130,300
貸出金	1,430,113	短期社債	299,884
証書貸付	1,430,113	その他負債	330
その他資産	380	未払費用	257
未収収益	347	前受収益	38
その他の資産	32	その他の負債	34
無形固定資産	66	賞与引当金	7
ソフトウェア	66	役員賞与引当金	0
貸倒引当金	△ 572	退職給付引当金	162
		役員退職慰労引当金	0
		補償損失引当金	3,000
		<b>負債の部合計</b>	<b>1,433,686</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		資本金	31,551
		利益剰余金	△ 3,527
		その他利益剰余金	△ 3,527
		繰越利益剰余金	△ 3,527
		株主資本合計	28,023
		<b>純資産の部合計</b>	<b>28,023</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>1,461,710</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,461,710</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>909</b>
資金運用収益	674
貸出金利息	674
役務取引等収益	23
損害担保補償料	21
その他の役務収益	2
政府補給金収入	210
一般会計より受入	210
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
<b>経常費用</b>	<b>4,341</b>
資金調達費用	671
借入金利息	600
短期社債利息	71
その他業務費用	3
社債発行費償却	3
営業経費	92
その他経常費用	3,573
貸倒引当金繰入額	572
補償損失引当金繰入額	3,000
その他の経常費用	0
<b>経常損失</b>	<b>3,431</b>
<b>特別利益</b>	<b>0</b>
その他の特別利益	0
<b>当期純損失</b>	<b>3,431</b>

## 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	31,551
当期変動額合計	31,551
当期末残高	31,551
<b>利益剰余金</b>	
<b>その他利益剰余金</b>	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	△ 3,527
当期末残高	△ 3,527
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	△ 3,527
当期末残高	△ 3,527
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	31,551
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	28,023
当期末残高	28,023
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	31,551
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	28,023
当期末残高	28,023

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

#### 2 繰延資産の処理方法

##### (1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

#### 3 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

##### (2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

##### (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

##### (6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 4 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものではありません。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、危機対応円滑化業務勘定の発行する社債は299,884百万円)の一般担保に供しております。
- 損害担保契約の補償引受額
 

補償引受残高(3,367件)	154,129百万円
補償損失引当金	3,000百万円
差引額	151,129百万円
- 1株当たり純資産額0円88銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。  
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

#### (損益計算書関係)

1株当たり当期純損失金額1円77銭

#### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	31,551,000,000	—	31,551,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 31,551,000,000株

#### (税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

#### (退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要  
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△203
年金資産 (B)	32
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△171
未認識数理計算上の差異 (D)	8
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△162
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△162

## 3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4
利息費用	1
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	6

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

## (関連当事者との取引関係)

## 1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) <sup>(注1)</sup>	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 <sup>(注2)</sup>	31,551	—	—
				政府補給金収入	19	—	—
				資金の受入 <sup>(注3)</sup>	1,130,300	借入金	1,130,300
				借入金利息の支払	600	未払費用	256
				短期社債の引受 <sup>(注4)</sup>	199,923	短期社債	199,923
				社債への被保証 <sup>(注5)</sup>	299,884	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入177百万円

農林水産省 政府補給金収入 13百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割増増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融資からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 短期社債の引受は、財政融資資金による引受であり、一般の取引条件と同様に決定しております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社日本政策投資銀行	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 <sup>(注1)</sup>	1,360,113	証書貸付	1,360,113
				貸付金利息の受取	645	未収収益	318
	株式会社商工組合中央金庫	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 <sup>(注1)</sup>	70,000	証書貸付	70,000
				損害の担保 <sup>(注2)</sup>	154,129	—	—

(注)1. 資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

2. 損害の担保は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

3. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

## (重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

## 株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式10,960,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	10,960,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	10,960,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	「生活対策のための緊急対策」の実施に伴う規模の拡充等に伴うもの

# リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)に基づきリスク管理債権を算出しています。

## 【リスク管理債権】

(単位:百万円)

	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業 <sup>(注)</sup>	国際協力銀行
破綻先債権	43,377	1,287	54,219	26,908
延滞債権	163,890	76,064	458,308	110,674
3ヵ月以上延滞債権	233	3,864	—	—
貸出条件緩和債権	309,915	24,843	153,114	92,894
合計	517,417	106,060	665,642	230,477
リスク管理債権合計/貸出金残高(%)	7.19	3.89	12.28	3.18

(注) 中小企業事業は中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定に係る数値であります。

(リスク管理債権)

・破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

・延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

・3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

・貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 【金融再生法開示債権】

(単位:百万円)

	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業 <sup>(注)</sup>	国際協力銀行
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	139,990	9,393	116,337	26,908
危険債権	68,273	67,975	397,312	110,674
要管理債権	310,149	28,708	153,114	92,894
小計①	518,412	106,077	666,764	230,477
正常債権	6,682,219	2,632,205	4,805,847	8,707,615
合計②	7,200,631	2,738,283	5,472,612	8,938,093
(①/②)(%)	7.19	3.87	12.18	2.57

(注) 1. 当公庫は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)(以下「金融再生法」という。)の適用はありませんが、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

2. 中小企業事業は中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定に係る数値であります。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・危険債権

危険債権とは、債務者の経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

・要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

・正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

# 日本政策金融公庫の役員報酬・職員給与等について

※日本公庫は、平成20年10月1日、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)が統合し、設立されました。よって、本資料は、原則として、設立後の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの実績および方針をもとに、作成しています。

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方  
国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。  
特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額または減額することができることとしている。
- ②役員報酬基準の改定内容  
該当なし

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額(千円)			就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
代表取締役総裁	10,168	7,266	1,739	1,162(特別調整手当)	10月1日	※
A代表取締役副総裁	9,723	6,948	1,663	1,111(特別調整手当)	10月1日	*
B代表取締役副総裁	9,723	6,948	1,663	1,111(特別調整手当)	10月1日	*
C代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日	*※
D代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日	*※
E代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日	※
F代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日	※
G常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日	*※
H常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日	*※
I常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日	*
J常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日	※
K常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日	*
L常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日	*※
M常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日	※
N取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日	※
O取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日	*※
P取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日	※
Q取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日	※
R取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日	※
S取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日	※
T常勤監査役	6,918	4,944	1,183	791(特別調整手当)	10月1日	
U常勤監査役	6,918	4,944	1,183	791(特別調整手当)	10月1日	※

注1:以上のほか、社外取締役および社外監査役(計4名。いずれも非常勤)に対し、計18,000千円の報酬を支給している。  
 注2:以上のほか、法人設立前の旧組織(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫または国際協力銀行)の役員賞与として、計15,677千円(計13名)の報酬を支給している。  
 注3:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。  
 注4:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者、「\*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
代表取締役総裁		年 月			該当なし	
代表取締役副総裁		年 月			該当なし	
代表取締役専務取締役		年 月			該当なし	
常務取締役		年 月			該当なし	
取締役		年 月			該当なし	
常勤監査役		年 月			該当なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

- ①人件費管理の基本方針  
国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。  
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。
- ②職員給与決定の基本方針  
ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方  
社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。  
イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方  
職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・奨励手当・賞与に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
奨励手当・賞与	職員の勤務成績・職務能力等を、奨励手当・賞与に反映させている。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点  
平成20年10月から平成21年3月における給与制度の改正はなし。

## 2 職員給与の支給状況

### ①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の年間給与(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	6,952	40.3	8,150	5,791	128	2,359
事務・技術	6,939	40.3	8,154	5,793	128	2,361
自動車運転手	13	54.0	6,335	4,658	125	1,677
在外職員	19	39.5	18,223	16,027	0	2,196
任期付職員	14	40.1	2,932	2,716	106	216
事務・技術	14	40.1	2,932	2,716	106	216
再任用職員	42	62.0	4,476	3,760	159	716
事務・技術	39	61.9	4,556	3,827	158	729
自動車運転手	3	62.5	3,438	2,892	184	546

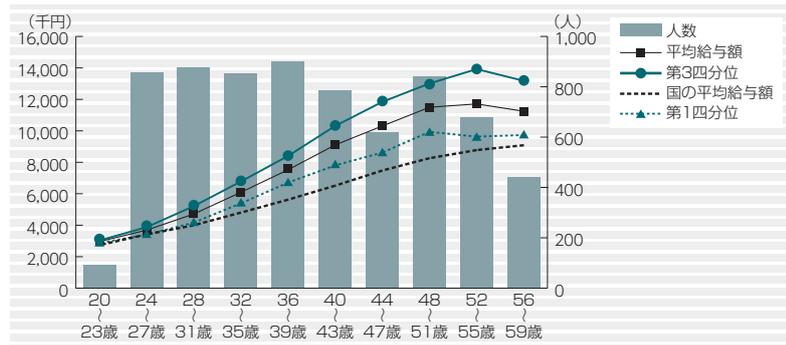
注1:本法人設立前の旧組織(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫または国際協力銀行)において支給された給与を含む、平成20年4月から平成21年3月までの支給実績に基づく状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注3:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注4:研究職種および教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

### ②年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、②、④および⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位 第1分位(千円)	平均(千円)	四分位 第3分位(千円)
管理職(部長級)	435	52.9	13,738	14,535	15,235
管理職(課長級)	1,487	47.8	10,665	11,684	12,649
非管理職	5,031	37.0	4,399	6,367	7,965

### ③職級別在职状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	6,939	435 (6.3%)	1,487 (21.4%)	5,017 (72.3%)
年齢(最高~最低)(歳)		59 ~ 44	59 ~ 36	59 ~ 22
所定内給与年額(最高~最低)(千円)		12,400 ~ 8,056	10,890 ~ 5,250	11,454 ~ 1,951
年間給与額(最高~最低)(千円)		18,005 ~ 11,338	15,925 ~ 7,436	16,973 ~ 2,682

(任期付職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	14	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (100.0%)
年齢(最高~最低)(歳)		—	—	62 ~ 28
所定内給与年額(最高~最低)(千円)		—	—	2,904 ~ 2,430
年間給与額(最高~最低)(千円)		—	—	3,146 ~ 2,630

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	58.4	61.5	60.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	41.6	38.5	40.0
	最高～最低(%)	100.0～28.4	100.0～25.3	100.0～26.8
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	61.8	64.9	63.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	38.2	35.1	36.6
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 130.9

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容																																							
指数の状況	<p>対国家公務員 130.9</p> <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勸案</td> <td>129.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勸案</td> <td>127.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勸案</td> <td>127.2</td> </tr> </table>	参考	地域勸案	129.4		学歴勸案	127.1		地域・学歴勸案	127.2																														
参考	地域勸案	129.4																																						
	学歴勸案	127.1																																						
	地域・学歴勸案	127.2																																						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 すなわち、帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」、農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性、中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力および高度なサービスを提供する能力、我が国の対外経済政策の遂行を担う国際協力銀行業務の適切な実施のために必要となる高度な専門知識(国際金融等)・能力(語学力、国際交渉力等)を有する人材である。</p> <p>2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有している国内部門においては、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>3 参考となるデータ 地域・学歴勸案の対国家公務員指数は「127.2」となり、勸案前の「130.9」から「3.7」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。</p> <p>①民間金融機関との比較例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与</th> <th>平均年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>8,154千円</td> <td>40.3歳</td> </tr> <tr> <td>都市銀行A</td> <td>8,752千円</td> <td>38.1歳</td> </tr> <tr> <td>信託銀行B</td> <td>8,724千円</td> <td>40.7歳</td> </tr> <tr> <td>地方銀行C</td> <td>8,127千円</td> <td>40.0歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成20年3月期)出所</p> <p>②学歴別の人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> <th>中学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>81.5%</td> <td>11.7%</td> <td>6.8%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>49.1%</td> <td>12.7%</td> <td>38.2%</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:大学卒には修士課程および博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)および任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成20年国家公務員給与等実態調査出所</p> <p>③地域別の人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～5級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>66.0%</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>57.1%</td> <td>42.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)および任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成20年国家公務員給与等実態調査出所</p>		年間平均給与	平均年齢	当公庫	8,154千円	40.3歳	都市銀行A	8,752千円	38.1歳	信託銀行B	8,724千円	40.7歳	地方銀行C	8,127千円	40.0歳		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	81.5%	11.7%	6.8%	0.0%	国家公務員行政職(一)	49.1%	12.7%	38.2%	0.1%		1～5級地	その他	当公庫	66.0%	34.0%	国家公務員行政職(一)	57.1%	42.9%
	年間平均給与	平均年齢																																						
当公庫	8,154千円	40.3歳																																						
都市銀行A	8,752千円	38.1歳																																						
信託銀行B	8,724千円	40.7歳																																						
地方銀行C	8,127千円	40.0歳																																						
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																																				
当公庫	81.5%	11.7%	6.8%	0.0%																																				
国家公務員行政職(一)	49.1%	12.7%	38.2%	0.1%																																				
	1～5級地	その他																																						
当公庫	66.0%	34.0%																																						
国家公務員行政職(一)	57.1%	42.9%																																						

給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 4.0% (国からの財政支出額 37,402,080千円、支出予算の総額 944,794,704千円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄に記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。</p>
講ずる措置	同業種である民間金融機関の給与水準や国家公務員との比較指標を勘案しつつ、人事院勧告・閣議決定も踏まえ、引き続き適正な給与水準となるよう努めていく。

### III 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	34,252,966	71,689,258	-	(-)
退職手当支給額(B)	2,947,081	6,553,084	-	(-)
非常勤役職員等給与(C)	436,415	546,214	-	(-)
福利厚生費(D)	6,019,543	14,031,478	-	(-)
最広義人件費(A+B+C+D)	43,656,003	92,820,033	-	(-)

注:本法人は平成20年10月1日に設立されたことから、「当年度」欄には設立以降の金額を記載し、「前年度」欄には本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行)の平成19年度の合計金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減(平成17年度予算定員を基準として、平成22年度までの5年間で5%以上の純減)の取組みを進めていくことを基本とする。

##### 2 進捗状況(次表脚注参照)

###### (1) 基準年度(平成17年度)の人員数

8,364人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行)の役員数の合計人数)

###### (2) 各年度末の人員数

平成18年度:8,323人(本法人設立前の旧機関の役員数の合計人数)

平成19年度:8,274人(本法人設立前の旧機関の役員数の合計人数)

平成20年度:8,141人

###### (3) 各年度末の人員純減率

平成18年度:(8,323-8,364)÷8,364=△0.5%

平成19年度:(8,274-8,364)÷8,364=△1.1%

平成20年度:(8,141-8,364)÷8,364=△2.7%

##### (人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人員数(人)	8,364	8,323	8,274	8,141
人員純減率(%)		△0.5	△1.1	△2.7

注1:本法人は平成20年10月1日に設立されたことから、「人員数」欄のうち、「平成20年度」には設立以降の人員数を記載し、「基準年度」、「平成18年度」および「平成19年度」には本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行)の合計人員数を記載している。

注2:旧国際協力銀行は機関として人員を一体管理していたものの、総人件費改革の取組状況を表す計数として、平成17年度~19年度の人員数には、旧国際協力銀行の全役員数から、国際協力機構に移管した業務に従事していた役員数を控除した人数として平成17年度:553名、平成18年度:551名、平成19年度:548名を計上。平成20年度は、旧国際協力銀行から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)に承継した職員数541名から8名削減実施後の533名を計上。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし

# 旧機関の役員報酬・職員給与等について

※本資料は日本公庫に統合した国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの実績および方針をもとに作成しております。

## 国民生活金融公庫

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方  
 役員の特例手当について、当該役員の職務実績に応じて、増額または減額することができることとしている。
- ② 役員報酬基準の改定内容  
 総裁 国家公務員に準じて次のとおり改定した。  
 ・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。  
 副総裁 国家公務員に準じて次のとおり改定した。  
 ・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。  
 理事 国家公務員に準じて次のとおり改定した。  
 ・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。  
 理事(非常勤) 該当なし。  
 監事 国家公務員に準じて次のとおり改定した。  
 ・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。  
 監事(非常勤) 該当なし。  
 (注)特別調整手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額(千円)			就任・退任の状況		前職	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
総裁	12,609	6,846	4,637	1,095 (特別調整手当) 31 (通勤手当)		9月30日	*
副総裁	10,792	5,874	3,978	940 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	*
理事A	5,207	2,541	2,225	406 (特別調整手当) 35 (通勤手当)		6月30日	*
理事B	3,403	1,885	1,216	302 (特別調整手当) 0 (通勤手当)	7月25日	9月30日	*
理事C	6,244	3,115	2,631	498 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		7月21日	※
理事D	2,303	1,967	0	314 (特別調整手当) 22 (通勤手当)	7月22日	9月30日	※
理事E	8,165	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 45 (通勤手当)		9月30日	※
理事F	8,151	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 31 (通勤手当)		9月30日	◇
理事G(非常勤)	1,439	1,439	0	0	7月28日	9月30日	*
監事A	8,529	4,596	3,113	735 (特別調整手当) 85 (通勤手当)		9月30日	※
監事B(非常勤)	3,048	3,048	0	0		9月30日	*

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

#### 3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) (千円)	法人での 在職期間	退職年月日	業績動率	摘要	前職
総裁	16,028	年5月9日	平成20年9月30日	1.5	業績動率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。なお、支給額のうち、業績動率の適用対象は12,194千円。	*
副総裁	2,202	年1月—	平成20年9月30日	1.5	業績動率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事A	4,446	年2月11日	平成20年6月30日	1.2	業績動率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事B	4,129	年2月2日	平成20年7月21日	1.5	業績動率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事C	317	年—月3日	平成20年9月30日	1.0	業績動率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
監事	3,217	年2月4日	平成20年9月30日	1.2	業績動率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

### II 職員給与について

#### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

- ① 人件費管理の基本方針  
 ・国会の議決を経て決定された定員および人件費の範囲内で厳格に人件費管理を行っている。  
 ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の削減に努める。
- ② 職員給与決定の基本方針  
 ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方  
 「一般職の職員の給与に関する法律」(昭25.4.3法95)の適用を受ける国家公務員の給与水準および民間企業の給与水準を考慮し決定している。  
 イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方  
 ・人事考課制度に基づき職員の勤務成績を5段階評価し、評価結果により昇給額に差を設け、昇格にも反映させている。  
 ・職員の勤務成績等を踏まえて管理職に任用し、職務・職責に応じ特別手当の加算率に差を設けている。また、勤務成績に応じ支給月数も差を設けている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	・職員の勤務成績に応じて昇給・昇格に差を設ける。
特別手当	・職務・職責に応じて加算率に差を設ける。 ・職員の勤務成績に応じて支給月数にも差を設ける。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

政策金融機関として、人事院勧告を踏まえた給与改定を行ってきており、平成20年度については、国家公務員に準じ、地域の民間賃金水準を給与により適切に反映させる観点から、地域手当の支給割合を改定した。

## 2 職員給与の支給状況

### ①職種別支給状況

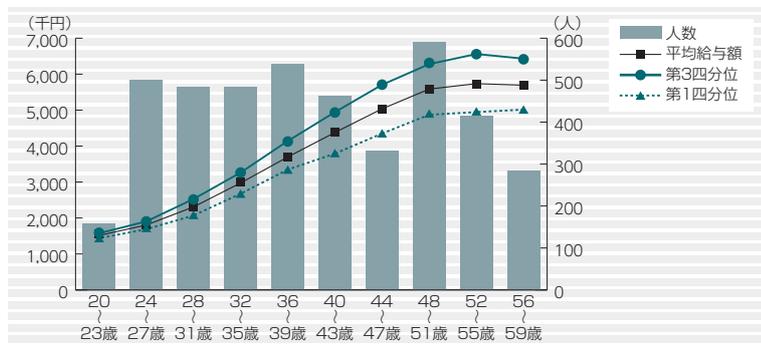
区分	人員(人)	平均年齢(歳)	平成20年度の年間給与額(平均)(千円)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	4,246	40.3	3,987	2,866	58	1,121
事務・技術	4,239	40.3	3,989	2,868	58	1,121
電話交換手	2					
自動車運転手	5	54.7	3,256	2,458	69	798
在外職員	該当者なし					
任期付職員	7	38.2	1,379	1,275	35	104
事務・技術	7	38.2	1,379	1,275	35	104
電話交換手	該当者なし					
自動車運転手	該当者なし					
再任用職員	35	61.4	2,065	1,693	82	372
事務・技術	30	61.3	2,122	1,732	81	390
電話交換手	1					
自動車運転手	4	62.0	1,723	1,465	98	258
非常勤職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
電話交換手	該当者なし					
自動車運転手	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注2:研究職種および教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注3:電話交換手については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、④において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
代表的職位					
・本部課長	63	45.3	5,236	5,493	5,709
・本部係員	29	27.4	1,950	1,990	2,056

③職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	6等級	5等級	4等級	特4等級	3等級	特3等級	2等級	1等級
標準的な職位		係員	係員	主任	副調査役	調査役	課長	次長	部・支店長
人員(割合)	4,239 <sup>人</sup>	98 <sup>人</sup> (2.3%)	770 <sup>人</sup> (18.2%)	835 <sup>人</sup> (19.7%)	831 <sup>人</sup> (19.6%)	650 <sup>人</sup> (15.3%)	558 <sup>人</sup> (13.2%)	269 <sup>人</sup> (6.3%)	228 <sup>人</sup> (5.4%)
年齢(最高～最低)(歳)		24～21	31～23	59～28	59～32	59～35	59～39	59～43	59～46
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		1,159～975	1,791～1,030	3,476～1,549	3,977～1,932	4,559～2,528	4,826～3,024	5,095～3,916	5,745～4,144
年間給与額(最高～最低)(千円)		1,574～1,325	2,374～1,399	4,584～2,132	5,315～2,710	6,167～3,511	6,858～4,345	7,197～5,443	8,202～6,021

(任期付職員)

区分	計	-
標準的な職位		係員
人員(割合)(人)	1/1	1/1 (100.0%)
年齢(最高~最低)(歳)		52~28
所定内給与月額(最高~最低)(千円)		1,260~1,200
年間給与額(最高~最低)(千円)		1,365~1,300

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	62.5		62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	37.5		37.5
	最高~最低(%)	45.5~33.3		45.5~33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	64.9		64.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	35.1		35.1
	最高~最低(%)	36.4~0.0		36.4~0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年齢)の比較指標(事務・技術職員)

※年間支給額が算出できないため、国家公務員の給与水準(年齢)との比較指標を算出することができない。

### III 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	19,010,844	38,743,323	-	(-)
退職手当支給総額(B)	1,782,786	3,459,008	-	(-)
非常勤役職員等給与(C)	253,987	426,999	-	(-)
福利厚生費(D)	3,383,164	6,650,997	-	(-)
最広義人件費(A+B+C+D)	24,430,781	49,280,327	-	(-)

(注)当公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、「当年度」欄には平成20年4月1日から平成20年9月30日までの国民生活金融公庫の金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 【人件費削減の取組状況】

人員削減にかかる方針および進捗状況

国家公務員の純減目標に準じた定員削減(平成17年度予算定員4,767人を基準として、5年間で5%以上)を進めていくことを基本とする。

(進捗状況)

基準日の人員数 4,767名  
各年度末の人員数 平成18年度4,748名、平成19年度4,729名、平成20年度(上期)4,729名  
各年度末日までの人員純減率 平成18年度0.4%、平成19年度0.8%、平成20年度(上期)0.8%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	4,767	4,748	4,729	4,729
人員純減率(%)		△0.4	△0.8	△0.8

#### IV 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、上記の金額等の表記は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの数値である。

そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。

## 農林漁業金融公庫

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬等についての基本方針に関する事項

①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、当該役員の実績に応じて支給額を増額し、または減額することができる。

②役員報酬基準の改定内容

総裁 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。  
副総裁 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。  
理事 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。  
監事 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
総裁	11,715	7,332	1,173(特別調整手当)1,173			9月30日	*
副総裁	9,385	5,874	939(特別調整手当)939			9月30日	*
理事	8,100	5,082	813(特別調整手当)813			9月30日	
理事	8,100	5,082	813(特別調整手当)813			9月30日	
理事	8,100	5,082	813(特別調整手当)813			9月30日	*
理事	8,100	5,082	813(特別調整手当)813			9月30日	
理事	8,100	5,082	813(特別調整手当)813			9月30日	
監事	7,405	4,596	797(特別調整手当)735(通勤手当)62			9月30日	*

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での 在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
総裁	13,152	年5月0	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*
副総裁	5,408	年2月10	平成20年9月30日	1.3	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*
理事	5,336	年3月6	平成20年9月30日	1.2	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
理事	4,954	年3月3	平成20年9月30日	1.2	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
監事	1,149	年1月0	平成20年9月30日	1.0	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*

注1: 本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

注2: 上記2に記載した役員のうち理事3名は、平成20年9月30日付で退任した後、平成20年10月1日付で日本政策金融公庫(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)が統合し、設立)の役員として就任したため退職手当は支給していない。

## II 職員給与について

## 1 職員給与についての基本方針に関する事項

## ①人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、平成18年度以降は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づいた人件費の削減、国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして実施した新人事給与制度改革等を踏まえ、適正な管理を行う。

## ②職員給与決定の基本方針

## ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢や国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、労働組合との交渉を経て決定する。

## イ 職員の充率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の職責や業績に応じて、昇格・降格・昇給・奨励手当の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格・昇給	昇格:人事評価結果、研修履修状況、昇格試験等により上位資格等級の能力があると認められる場合には、人事委員会で審議のうえ上位資格等級に昇格させる。 降格:現資格等級に要求される職務遂行力等を欠き、期待される業務の遂行が困難と認められる等の場合には、人事委員会で審議のうえ下位資格等級に降格させる。 昇給:5段階評価による勤務成績に応じて昇給させる。
奨励手当(査定分)	前年度の勤務成績に応じて、支給月数を3~5段階に区分して支給する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

国家公務員に準拠して、地域格差が適切に反映されるように特別都市手当の支給割合を改正。

## 2 職員給与の支給状況

## ①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の年間給与額(平均)(千円)	
				うち所定内	うち賞与
				うち通勤手当	
常勤職員	802	40.9	4,179	3,036	1,143
事務・技術	800	40.8	4,181	3,038	1,143
自動車運転手	2	52.5	3,551	2,617	934
任期付職員	21	39.0	1,340	1,340	58
事務・技術	21	39.0	1,340	1,340	58
再任用職員	1				
事務・技術	1				

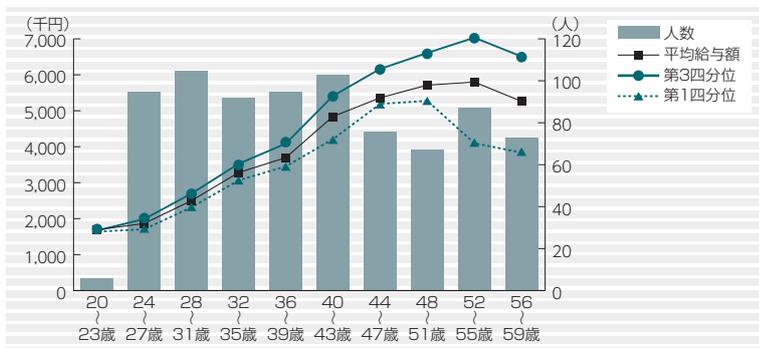
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注:在外職員および非常勤職員は存在していないため記載を省略。

注:研究職種および教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注:再任用職員の事務・技術職については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
代表的職位					
・本部課長	63	47.3	5,693	6,189	6,584
・本部係員	29	39.4	1,901	3,046	3,099

③職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)  
(常勤職員)

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	基幹1級	基幹2級	基幹3級	基幹4級	基幹5級	基幹6級	基幹7級	基幹8級
標準的な職位		職員	職員	副調査役	職員	副調査役	調査役	調査役	課長	課長	次長	部長 支店長
人員(割合)	800	6 (0.8%)	54 (6.8%)	62 (7.8%)	69 (8.6%)	98 (12.3%)	109 (13.6%)	133 (16.6%)	102 (12.8%)	74 (9.3%)	57 (7.1%)	36 (4.5%)
年齢(最高～最低)(歳)		27～25	59～25	58～31	30～23	50～26	59～30	58～34	59～39	58～42	60～46	59～50
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		1,419 ～1,177	2,515 ～1,151	2,917 ～1,665	1,580 ～1,212	2,366 ～1,516	3,546 ～1,959	4,180 ～2,384	4,828 ～3,107	5,049 ～3,733	5,435 ～4,076	5,620 ～4,545
年間給与額 (最高～最低)(千円)		1,900 ～1,570	3,416 ～1,551	4,048 ～2,296	2,146 ～1,622	3,194 ～1,995	4,789 ～2,665	5,776 ～3,266	6,711 ～4,529	6,975 ～5,263	7,769 ～5,437	7,835 ～6,420

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	55.9	55.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	44.1	44.1
	最高～最低(%)	49.7～28.4	49.7～28.4
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	64.4	64.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	35.6	35.6
	最高～最低(%)	49.7～28.4	49.7～28.4

### III 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減
給与、報酬等支給総額(A)	3,879,166	7,768,762	－ (－)
退職手当支給額(B)	406,375	748,967	－ (－)
非常勤役員等給与(C)	79,030	78,521	－ (－)
福利厚生費(D)	929,584	1,772,903	－ (－)
最広義人件費(A+B+C+D)	5,294,155	10,369,153	－ (－)

#### 総人件費について参考となる事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

#### 【人件費削減の取組みの状況(総人件費削減計画等)】

(1)当公庫において設定した削減目標

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、平成22年度までに平成17年度末(予算定員ベース:924名)比で△5%の人員を削減する。

(2)また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

(3)進捗状況

平成19年度末の進捗状況は△1.30%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	924	918	912	－
人員純減率(%)		△0.65	△1.30	－

### IV 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、当年度の金額等の表記は、平成20年度上半期の数字となっている。  
そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。

## 中小企業金融公庫

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、その者の職務実績に応じこれを増額し、または減額することができるものとしている。

②役員報酬基準の改定内容

総裁 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の14→100分の16)を行った。

副総裁 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の14→100分の16)を行った。

理事 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(東京都特別区に在勤する役員については100分の14→100分の16、大阪府大阪市に在勤する役員については100分の12→100分の13)を行った。

監事 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の14→100分の16)を行った。

監事(非常勤) 改定は行っていない。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
総裁	10,938	6,846	2,997	1,095(特別調整手当)			
副総裁	9,385	5,874	2,572	939(特別調整手当)			9月30日
A理事	4,134	1,667	2,213	266(特別調整手当) △12(通勤手当)			5月31日
B理事	4,021	3,388	—	542(特別調整手当) 91(通勤手当)		6月1日	
C理事	8,163	5,082	2,225	813(特別調整手当) 43(通勤手当)			
D理事	5,486	2,787	2,225	446(特別調整手当) 28(通勤手当)			7月10日
E理事	8,194	5,082	2,225	813(特別調整手当) 74(通勤手当)			9月30日
F理事	8,272	5,082	2,225	765(特別調整手当) 82(単身赴任手当) 118(通勤手当)			9月30日
G理事	8,570	5,082	2,225	813(特別調整手当) 450(通勤手当)			
H理事	8,195	5,082	2,225	813(特別調整手当) 75(通勤手当)			9月30日
I理事	4,200	1,667	2,213	266(特別調整手当) 54(通勤手当)			5月31日
J理事	2,204	1,885	—	301(特別調整手当) 18(通勤手当)		7月25日	
A監事	7,361	4,596	2,012	735(特別調整手当) 18(通勤手当)			9月30日
B監事(非常勤)	3,066	3,066	—				9月30日

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

注3:A理事の通勤手当△12千円は、退任による返納分である。

注4:当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) (千円)	法人での 在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
総裁		年 月			該当者なし	
副総裁	13,054	年 月 日	平成20年9月30日	1.4	業績助案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	**
理事A	1,482	年 月 日	平成20年5月31日	1.0	業績助案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事B	4,976	年 月 日	平成20年5月31日	1.0	業績助案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事C	—	年 月	平成20年7月10日	—	役員出向者については、内部規程の定めに従い、退職手当は支給しない。	◇
理事D	8,664	年 月 日	平成20年9月30日	1.2	業績助案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事E	3,684	年 月 日	平成20年9月30日	1.2	業績助案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事F	2,159	年 月 日	平成20年9月30日	1.2	業績助案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
監事A	1,340	年 月 日	平成20年9月30日	1.0	業績助案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	**
監事B(非常勤)	—	年 月	平成20年9月30日	—	非常勤の役員については、内部規程の定めに従い、退職手当は支給しない。	*

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

## 1 職員給与についての基本方針に関する事項

## ① 人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行する。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。

## ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員給与は、社会一般の情勢に適合したものとるように考慮し決定する。また、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、かつ労使間の協議を経て、給与改定を行う。

イ 職員の発揮した能力または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を昇給や奨励手当に反映させる。また、職務遂行能力が高い職員については昇格を行う。

〔能力、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	対象期間における勤務成績を5段階に区分し、成績段階に応じた号俸数をもって昇給を行う。
奨励手当(査定分)	対象期間における勤務成績を4段階に区分し、成績段階に応じた成績率をもって支給を行う。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員に対する給与構造改革等を踏まえた改定
  - ・ 地域間格差が適切に反映されるよう特別都市手当の支給割合を改定した。
  - ・ 8月に組織改正を行い、それに伴う役員手当の見直しを行った。

## 2 職員給与の支給状況

## ①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,760	38.7	3,951	2,845	77	1,106
事務・技術	1,756	38.7	3,952	2,845	77	1,107
自動車運転手	4	52.3	3,425	2,518	57	907

注:研究職種、医療職種および教育職種については該当者なしにより省略。

在外職員	2					
------	---	--	--	--	--	--

注:在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

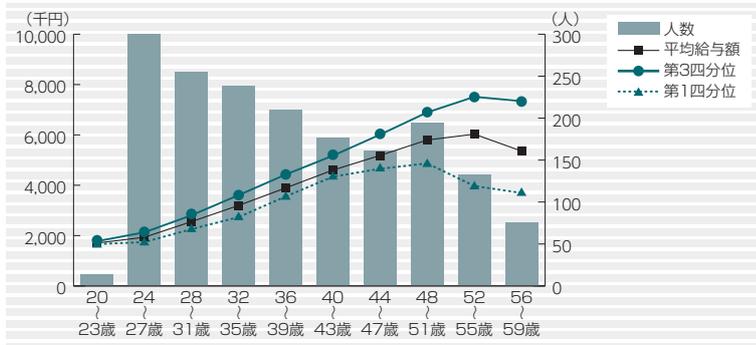
再任用職員	13	61.8	1,730	1,730	91	-
事務・技術	13	61.8	1,730	1,730	91	-

注:研究職種、医療職種および教育職種については該当者なしにより省略。

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注2:任期付職員および非常勤職員は該当者がいないため省略。

## ②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
代表的職位					
・本部課長	81	45.9	5,399	5,785	6,182
・本部係員	180	38.0	2,265	2,915	3,561

## ③職級別在职状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	特別等級
標準的な職位		部店長	部店長	支店長 次長	次長 課長	課長	課長 係員	係員	係員	係員	係員	係員	係員
人員(割合)	1,756 <sup>人</sup>	6 <sup>人</sup> (0.3%)	29 <sup>人</sup> (1.7%)	115 <sup>人</sup> (6.5%)	136 <sup>人</sup> (7.7%)	145 <sup>人</sup> (8.3%)	299 <sup>人</sup> (17.0%)	130 <sup>人</sup> (7.4%)	153 <sup>人</sup> (8.7%)	233 <sup>人</sup> (13.3%)	405 <sup>人</sup> (23.1%)	87 <sup>人</sup> (5.0%)	18 <sup>人</sup> (1.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		58～55	57～50	57～47	57～44	56～40	58～34	47～31	50～28	59～25	59～23	28～23	59～57
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		5,852 ～5,437	5,727 ～4,910	5,588 ～4,440	4,996 ～3,697	4,552 ～3,250	4,100 ～2,560	3,079 ～2,203	4,035 ～1,805	3,032 ～1,439	3,069 ～1,224	1,576 1,127	4,568 3,437
年間給与額(最高～最低)(千円)		8,559 ～7,969	8,362 ～7,188	8,163 ～6,518	7,220 ～5,389	6,501 ～4,679	5,878 ～3,421	4,271 ～3,060	5,535 ～2,478	4,164 ～1,954	4,194 ～1,663	2,083 ～1,531	5,679 ～3,437

## ④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	65.1	65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	34.9	34.9
	最高～最低(%)	37.2～31.0	37.2～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	65.1	65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	34.9	34.9
	最高～最低(%)	37.2～0.0	37.2～0.0

## ⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
年額を算出できないので、比較することができない。

## III 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	8,107,142	16,549,549	-	-
退職手当支給総額(B)	846,145	1,621,426	-	-
非常勤役員等給与(C)	31,038	28,454	-	-
福利厚生費(D)	1,883,051	3,852,725	-	-
最広義人件費(A+B+C+D)	10,867,376	22,052,154	-	-

## 総人件費について参考となる事項

○給与、報酬等支給総額および最広義人件費について

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

○人件費削減の取組みの状況

(i) 主務大臣から示された人件費削減の取組みに関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)および給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うものとする。

(ii) 当公庫において設定した目標等

「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に、人員について5%以上の削減を行う。

国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(iii) 進捗状況

・基準日(平成17年度)の人員数 2,120人

・各年度末の人員数 18年度2,106人 19年度2,085人

・当年度末日までの各年度の人員純減率 18年度△0.7% 19年度△1.7%

計算式(18年度)=(2,106人<18年度末日の人数>-2,120人<基準日の人数>)÷2,120人<基準日の人数>×100

計算式(19年度)=(2,085人<19年度末日の人数>-2,120人<基準日の人数>)÷2,120人<基準日の人数>×100

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	2,120	2,106	2,085	-
人員純減率(%)		△0.7	△1.7	-

## IV 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、当年度の金額等の表記は、平成20年度上半期の数字となっている。そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。

## 国際協力銀行

## I 役員報酬等について

## 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

②役員報酬基準の改定内容

総裁 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施(平成20年4月1日施行)

副総裁 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施(平成20年4月1日施行)

理事 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施(平成20年4月1日施行)

理事(非常勤) 該当者なし。

監事 該当者なし。

監事(非常勤) 平成20年度における改定なし。

(注)特別調整手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額(千円)			就任・退任の状況		前職	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
総裁	13,350	7,266	4,921	1,163(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	*
副総裁	10,575	6,618	2,898	1,059(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	**
理事A	8,907	5,574	2,441	892(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	◇
理事B	6,126	3,177	2,441	508(特別調整手当) 0(通勤手当)		7月13日	◇
理事C	10,241	5,574	3,775	892(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	*
理事D	2,329	2,008	0	321(特別調整手当) 0(通勤手当)	7月27日	9月30日	*
理事E	8,907	5,574	2,441	892(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	**
理事F	10,287	5,574	3,775	892(特別調整手当) 46(通勤手当)		9月30日	**
理事G	8,907	5,574	2,441	892(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	**
理事H	10,382	5,574	3,775	892(特別調整手当) 141(通勤手当)		9月30日	**
A監事(非常勤)	3,060	3,060	0	0(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	
B監事(非常勤)	3,060	3,060	0	0(特別調整手当) 0(通勤手当)		9月30日	

注:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「\*\*」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

・前職の各対象の範囲は以下のとおり。

「退職公務員」:本府省の課長・企画官相当職以上ならびに施設等機関、特別の機関その他の付属機関および地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(下記①から③までは役員出向者に該当する者を除く。)とする。

①国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等 ②退職後10年以上民間会社等の役員歴のある者 ③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者

「役員出向者」:国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) (千円)	法人での 在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
総裁	24,332	年7月4日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。 なお、支給額のうち、業績助案率の適用対象は12,706千円。	*
副総裁		年 月			該当者なし	
理事A	2,090	年1月0日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事B	3,135	年1月6日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事C	2,090	年1月0日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
監事(非常勤)		年 月			該当者なし	

注:本表の「前職」欄の「\*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

・前職の各対象の範囲は以下のとおり。

「退職公務員」:本省の課長・企画官相当職以上ならびに施設等機関、特別の機関その他の付属機関および地方支分部局の本省課長・企画官相当職以上で退職した者(下記①から③までは役員出向者に該当する者を除く。)とする。

①国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等 ②退職後10年以上民間会社等の役員履歴のある者 ③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者  
「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

## II 職員給与について

## 1 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

国会で認められた予算の範囲内で厳格に執行管理を行うとともに、さらなる業務の効率化等により、人件費の抑制に努めている。

②職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

我が国の対外経済政策・経済協力の遂行を担う当行の業務を適切にこなし得る人材を確保すべく、国際業務展開を行う民間金融機関等における給与水準を踏まえつつ、給与水準を決定している。なお、国家公務員の給与動向も踏まえ、人事院勧告を踏まえた給与改定を行っている。

イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績をよりの確に給与に反映すべく、成果面の評価と、職員に求められる役割の実践度の評価の二本立てとした人事制度を導入し(平成14年4月)、当該評価を翌年度の賞与および俸給の昇降給に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給	職員に求められる役割の実践度の評価等を翌年度の俸給の昇降給に反映させている。
賞与	成果面の評価等を翌年度の賞与に反映させている。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成19年度人事院勧告を踏まえ、以下のとおり実施。

・扶養親族である子等に係る扶養手当支給額の引き上げ(月額500円)。(参考:国家公務員は平成19年度から実施)

## 2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	平成20年度の年間給与額(平均)(千円)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	634	37.8	4,205	2,995	78	1,210
事務・技術	629	37.7	4,216	3,002	79	1,214
研究職種	該当者なし					
教育職種	該当者なし					
その他職種	5	54.3	2,875	2,104	9	771

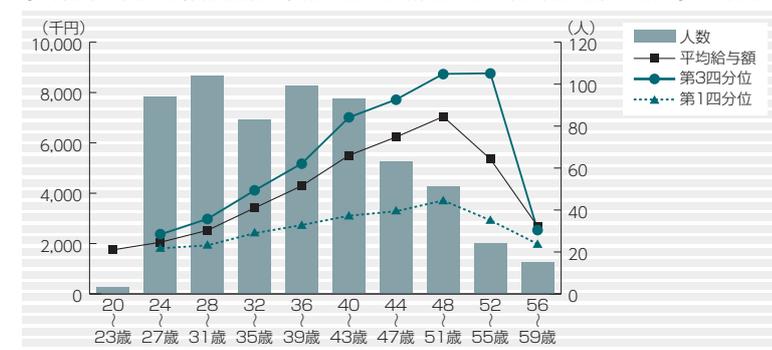
(注):「その他職種」とは自動車運転手を指す。

在外職員	60	38.6	7,801	6,782	0	1,019
------	----	------	-------	-------	---	-------

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注:任期付職員・再任用職員・非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑥まで同じ。

注2:年齢20-23歳年齢階層については、該当者が4名以下のため、第1-第3分位の折れ線を記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
マネジメントバンド	44	50.2	8,510	8,621	8,840
マネージャーバンド	132	43.4	6,645	6,914	7,398
非管理職	453	34.8	2,125	2,892	3,479

注:本法人には「本部課長担当職」、「本部係員」という職位区分がないため、本法人の代表的職位区分に即して掲載した。

③ 職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

区分	計	マネジメントバンド	マネージャーバンド	非管理職
標準的な職位		部長	次長・課長	調査役・主任
人員(割合)	629	44 (7.0%)	132 (21.0%)	453 (72.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		56～46	52～38	59～23
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		6,234 ～5,460	5,470 ～3,975	3,778 ～1,037
年間給与額 (最高～最低)(千円)		9,057 ～7,788	7,989 ～5,384	5,257 ～1,446

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	0		0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	100		100
	最高～最低(%)	100		100
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	0		0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	100		100
	最高～最低(%)	100		100

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)  
平成20年度の年額を算出することができないため、比較することができない。

## III 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減
給与、報酬等支給総額(A)	4,270,089	8,627,624	千円 ( ) %
退職手当支給額(B)	455,671	723,683	千円 ( ) %
非常勤役員等給与(C)	6,120	12,240	千円 ( ) %
福利厚生費(D)	912,069	1,754,852	千円 ( ) %
最広義人件費(A+B+C+D)	5,643,949	11,118,399	千円 ( ) %

(注)当法人は平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫および独立行政法人国際協力機構へ組織移行したことから、「当年度」欄には平成20年4月1日から平成20年9月30日までの期間の金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

## 総人件費について参考となる事項

1. 「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組状況

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度予算定員879人を基準として、5年間で5%以上の人員削減の取組みを行うことを基本としている。

(進捗状況)

基準日の人員数 879名  
 各年度末の人員数 平成18年度875名、平成19年度871名、平成20年度(上期)871名  
 各年度末日までの人員純減率 平成18年度0.5%、平成19年度0.9%、平成20年度(上期)0.9%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	879	875	871	871
人員純減率(%)		△0.5	△0.9	△0.9

## IV 法人が必要と認める事項

特になし

# 日本政策金融公庫法

## 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。)を行うこと。

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務(第四号に掲げる業務にあつては、別表第三第七号に掲げるものを除く。)に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

## (業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

## (事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

## (予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

## (予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

## (財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

## (区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同項第三号に掲げる業務を除く。)

ては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(国内金融業務等の借入金及び社債)

第四十九条 公庫が国内金融業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する

政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(国際協力銀行業務の借入金及び社債)

第五十条 公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の方法及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
  - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
  - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に

係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一(第十一条関係)

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金(第三号から第七号までに掲げる資金を除く。)
二	教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。)
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備(車両を含む。以下この表において同じ。)の設置又は整備(当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。)に要する資金その他当該生活衛生関係営業者について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業者に使用される者であって、当該生活衛生関係営業者に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業者と同一の業種に属する生活衛生関係営業者を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業者に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和二十二年法律第六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	<p>農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの(資本市場からの調達に困難なものに限る。)</p> <p>イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金</p> <p>ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。八において同じ。)の取得(その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金</p> <p>ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。)</p> <p>ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。)</p> <p>ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。)</p> <p>ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>リ 造林に必要な資金</p> <p>ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金</p> <p>ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金</p> <p>ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ワ 林業経営の改善のためにする森林(森林とする土地を含む。)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金</p> <p>ク 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ケ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの</p> <p>ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。)であって主務大臣の指定するもの</p>
九	農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認められることを相当とするもの(以下「付設集団売場」という。)を含む。)を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。)若しくは仲卸しの業務(農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。)を行う者(以下「仲卸業者」という。)又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場(付設集団売場を含む。)の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの(以下「特定農林畜水産物」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)

十一	指定地域（地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十二	食品（飲食品のうち薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）若しくは飼料の製造、加工若しくは流通（以下「食品の製造等」という。）の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を提出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。）	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なものであって、主務大臣の指定するもの（前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。）
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二（第十一条関係） 証券化支援業務（略）

別表第三（第十一条関係）

一	設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
二	重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
三	我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金（短期資金を除く。）を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
四	外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
五	外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。
六	海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
七	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

平成21年8月発行

発行：株式会社 日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/>

